

福島県水防計画

(平成29年度第2回修正)

重要水防区域総括調書

<平成30年2月1日現在>

単位:m,箇所

	箇所数	河川 海岸 数	上段:河川									下段:海岸				
			重要度A			重要度B			計			要注意				
			堤防		工作物数	堤防		工作物数	堤防		工作物数	堤防		陸閘	工事	
			延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	箇所	施工		
河川	県北建設	68	40	27,440	27	3	13,330	22	1	40,770	49	4				22
	県中建設	97	51	33,550	38		2,930	7		36,480	45		116	1		56
	県南建設	56	21	34,150	26		9,600	9		43,750	35					24
	会津若松建設	23	8	3,400	2		10,830	12		14,230	14					9
	喜多方建設	34	23	33,500	16		2,790	10		36,290	26					9
	南会津建設	30	18	8,230	13		3,000	10		11,230	23		2,900	2		6
	相双建設	91	50	25,640	20		32,480	27		58,120	47					44
	いわき建設	61	37	50,450	32		14,750	9		65,200	41		800	1		21
	<県河川合計>	460	248	216,360	174	3	89,710	106	1	306,070	280	4	3,816	4		191
	海岸	相双建設	6	6	6,610	5		170	1		6,780	6				
いわき建設		8	7	5,094	3		6,300	5		11,394	8					
相馬港湾		2	2	1,160	1		900	1		2,060	2					
小名浜港湾		3	3				1,481	3		1,481	3					
<海岸合計>		19	18	12,864	9		8,851	10		21,715	19					5
計<県管理>		479	266	229,224	183	3	98,561	116	1	327,785	299	4	3,816	4		196
国土交通省	東北地方整備局		※				※			※		※				
	福島河川国道事務所	437	7	32,939	60	24	89,333	247	24	122,272	307	48	4,360	82	11	12
	北陸地方整備局	77	3	760	2	3	44,879	43	5	45,639	45	8	9,506	24		
	阿賀川河川事務所	77	3	760	2	3	44,879	43	5	45,639	45	8	9,506	24		
<直轄河川計>	514	10	33,699	62	27	134,212	290	29	167,911	352	56	13,866	106	11	12	
<県内河川合計>	974	258	250,059	236	30	223,922	396	30	473,981	632	60	17,682	110	11	203	
合計	993	276	262,923	245	30	232,773	406	30	495,696	651	60	17,682	110	11	208	

<県重要水防区域について>

1. 重要水防区域箇所数は、重要度A・B、要注意区間及び工作物に重複する箇所があるため、それらの合計と、総箇所数は異なる。

重要水防区域

番 号	水 系 名	河 川	担 当 事 務 所	担 当 団 体 名	水 防 (消 防) 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	建 防			要 注 意 区 間			予 想 さ れ る 危 険 概 要	開 運 計 画 等	対 策 水 防 工 法	氾 濫 面 積 (ha)	備 考 人 家 (戸) 田 畑 (ha) 施設			
							市 町 村	大 字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	新 規 ・ 改 修 ・ 延 長 設 定 年 度	工 事 施 工 中 (m)						陸 揚 等 危 険 箇 所	工 作 物 A (箇所)	工 作 物 B (箇所)
1	阿武隈川	大森川	東北建設	福島市	第34分団	両岸	福島市	上鳥渡	陽光寺前	堤防高	1,400				洪水		土のう積	30	人家 70 田畑 8					
2	阿武隈川	大森川	東北建設	福島市	第8,16,33分団	両岸	福島市	下鳥渡	真木田裏	堤防高	3,300				洪水		土のう積	45	人家 350 田畑					
3	阿武隈川	立田川	東北建設	福島市	第20分団	両岸	福島市	立子山	笠松	堤防高	2,260				洪水		土のう積	16	人家 12 田畑 9					
4	阿武隈川	八反田川	東北建設	福島市	第15分団	両岸	福島市	大笹生	上河原	堤防高	950				洪水		土のう積	30	人家 96 田畑 8					
5	阿武隈川	北八反田川	東北建設	福島市	第15分団	両岸	福島市	大笹生	下ノ寺	堤防高					洪水		土のう積	34	人家 6 田畑 33					
6	阿武隈川	樺上川	東北建設	福島市	第12分団	右岸	福島市	瀬上町	柳沼	堤防高	150				洪水		土のう積	15	人家 150 田畑 5					
7	阿武隈川	樺上川	東北建設	福島市	第23分団	右岸	福島市	飯坂町	川畑	堤防断面	500				洪水		土のう積	12	人家 20 田畑 11					
8	阿武隈川	樺上川	東北建設	福島市	第26分団	左岸	福島市	飯坂町	砂尻	堤防高	100				洪水		土のう積 木流し	15	人家 12 田畑					
9	阿武隈川	米川	東北建設	福島市	第26分団	両岸	福島市	飯坂町	割前	堤防高	600				洪水		土のう積	24	人家 119 田畑 17					
10	阿武隈川	蛭川	東北建設	福島市	第12,13分団	両岸	福島市	瀬上町	中台	堤防高	1,800				洪水		土のう積	35	人家 70 田畑 10					
11	阿武隈川	蛭川	東北建設	福島市	第12,13分団	両岸	福島市	宮代	街道裏	工事施工 (堆砂)				500	洪水		土のう積	30	人家 80 田畑					
12	阿武隈川	平田川	東北建設	福島市	第33分団	両岸	福島市	永井川	木野田	堤防高	500				洪水		土のう積	12	人家 35 田畑 6					
13	阿武隈川	平田川	東北建設	福島市	第33分団	左岸	福島市	永井川	木野田	工事施工 (堆砂)				1,700	洪水		土のう積	30	人家 50 田畑					
14	阿武隈川	松川	東北建設	福島市	第9分団	左岸	福島市	北沢又	川寒川原	堤防高	200				洪水		土のう積	5	人家 20 田畑					
15	阿武隈川	松川	東北建設	福島市	第9分団	右岸	福島市	泉	清水が丘	堤防高	1,000				洪水		土のう積	20	人家 200 田畑					
16	阿武隈川	松川	東北建設	福島市	第11分団	右岸	福島市	御山	松川原	堤防高	200				洪水		土のう積	18	人家 120 田畑					
17	阿武隈川	濁川	東北建設	福島市	第8,33,35分団	両岸	福島市	小田	八幡	堤防高	2,000				洪水		土のう積	19	人家 160 田畑					
18	阿武隈川	天戸川	東北建設	福島市	第36,38分団	左岸	福島市	上野寺	街道西	水衝	100				欠壁		土のう積	60	人家 150 田畑 37					
19	阿武隈川	天戸川	東北建設	福島市	第38分団	右岸	福島市	二子塚	天戸端	堤防高	700				洪水		土のう積	7	人家 2 田畑 4					
20	阿武隈川	須川	東北建設	福島市	第38,39分団	両岸	福島市	二子塚	天戸端	堤防高	580				洪水		土のう積	12	人家 2 田畑 10					
21	阿武隈川	小川	東北建設	福島市	第23,24分団	右岸	福島市	飯坂町	坊川原	堤防高	800				洪水		土のう積	35	人家 247 田畑 22					
22	阿武隈川	水原川	東北建設	福島市	第31分団	左岸	福島市	松川町	上川原	堤防断面	300				洪水		土のう積 木流し	5	人家 3 田畑 4					
23	阿武隈川	水原川	東北建設	福島市	第29分団	右岸	福島市	上木戸内	狼ヶ森	堤防高	120				洪水		土のう積	10	人家 2 田畑 7					
24	阿武隈川	水原川	東北建設	福島市	第29分団	右岸	福島市	松川町	狼ヶ森	工事施工 (堆砂)				2,000	洪水		土のう積	20	人家 100 田畑 8					
25	阿武隈川	女神川	東北建設	川俣町	第5分団	両岸	川俣町	秋山	下内	堤防高	2,300				洪水		土のう積	2	人家 9 田畑 2					
26	阿武隈川	三百川	東北建設	川俣町	第2分団	両岸	川俣町	飯坂	前野沢	堤防高	500				洪水		土のう積	6	人家 30 田畑 5					
27	阿武隈川	広瀬川	東北建設	川俣町	第1分団	両岸	川俣町	籠ノ腰	池ノ人	堤防高	1,200				洪水		土のう積	50	人家 124 田畑 2					

<県北建設事務所>

重要水防区域

番 号	水 系 名	河 川 海 岸	担 当 事 務 所	担 当 団 体 名	水 防 (消 防) 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	堤 防			工 作 物 A (種 別)	工 作 物 B (種 別)	新 規 ・ 改 修 ・ 延 長 年 度	要 注 意 区 間 工 事 施 工 中 (m)	陸 揚 等 危 険 箇 所	予 想 さ れ る 危 険 概 要	関 連 計 画 等	対 策 水 防 工 法	氾 濫 面 積 (ha)	摘 要 人 家 (戸) 田 畑 施 設	
							市 町 村	大 字	字		A (m)	B (m)	A (種 別)											B (種 別)
28	阿武隈川	広瀬川	県北建設	川俣町	第6分団	両岸	川俣町	小島	新開前下 番井下	堤防高	1,250										土のう積	6	人家 田畑 6 6	
29	阿武隈川	広瀬川	県北建設	川俣町	第6分団	両岸	川俣町			工事施工 (堆砂)		400									土のう積	5	人家 田畑 5 10	
30	阿武隈川	広瀬川	県北建設	川俣町	第6分団	両岸	川俣町	中丁		工事施工 (堆砂)		500									土のう積	7	人家 田畑 30 5	
31	阿武隈川	広瀬川	県北建設	川俣町	第6分団	両岸	川俣町	大綱木		工事施工 (堆砂)		400									土のう積	7	人家 田畑 5 5	
32	阿武隈川	広瀬川	県北建設	伊達市	月籠支団 第1分団	両岸	伊達市	月籠	館ノ越	工事施工 (堆砂)		3,000										土のう積	38	人家 田畑 128 25
33	阿武隈川	伝樋川	県北建設	伊達市	保原支団 第4分団	両岸	伊達市	保原町二 井田	前原	堤防高	500										土のう積	5	人家 田畑 5 5	
34	阿武隈川	伝樋川	県北建設	伊達市	保原支団 第4分団	両岸	伊達市	保原町	下川原	堤防高	680										土のう積	25	人家 田畑 12 28	
35	阿武隈川	伝樋川	県北建設	伊達市	保原支団 第3分団	両岸	伊達市	新田	小松林 真前	堤防高	990										土のう積 木流し	10	人家 田畑 12 10	
36	阿武隈川	東根川	県北建設	伊達市	保原支団 第4分団	両岸	伊達市	保原町大 立目	大安寺 北河原	堤防高	730		1								土のう積	7	人家 田畑 12 10	
37	阿武隈川	東根川	県北建設	伊達市	保原支団 第3分団	両岸	伊達市	所沢	河部	工事施工 (堆砂)		1,300									土のう積	35	人家 田畑 25 30	
38	阿武隈川	古川	県北建設	伊達市	保原支団 第5分団	両岸	伊達市	保原町	泉町	堤防高	1,300										土のう積	22	人家 田畑 12 20	
39	阿武隈川	古川	県北建設	伊達市	保原支団 第5分団	両岸	伊達市	保原町	西町	工事施工 (堆砂)											土のう積	30	人家 田畑 115 10	
40	阿武隈川	佐久間川	県北建設	桑折町	第3分団	両岸	桑折町	伊達崎	北沢	堤防高			200								土のう積	15	人家 田畑 3 5	
41	阿武隈川	佐久間川	県北建設	桑折町	第3分団	両岸	桑折町	伊達崎	北沢	工事施工 (堆砂)											土のう積	15	人家 田畑 15 10	
42	阿武隈川	塩野川	県北建設	伊達市	保原支団 第1分団	両岸	伊達市	北町谷川		堤防高			400								土のう積	2	人家 田畑 30 3	
43	阿武隈川	塩野川	県北建設	伊達市	保原支団 第1分団	両岸	伊達市	八幡	山路屋敷	工事施工 (堆砂)											土のう積	10	人家 田畑 109 3	
44	阿武隈川	滝川	県北建設	国見町	第3,4分団	左岸	国見町	徳江 西大枝	長館 久下	堤防高	700										土のう積	7	人家 田畑 42 7	
45	阿武隈川	滝川	県北建設	国見町	第2分団	両岸	国見町	石母田	硯石	堤防高			200								土のう積	3	人家 田畑 20 35	
46	阿武隈川	滝川	県北建設	国見町	第2分団	両岸	国見町	山崎	稲荷林	工事施工 (堆砂)											土のう積	40	人家 田畑 2 1	
47	阿武隈川	普蔵川	県北建設	国見町	第3分団	両岸	国見町	徳江	西	堤防高			200								土のう積	1	人家 田畑 213 80	
48	阿武隈川	小国川外	県北建設	伊達市	豊山支団 第4分団	両岸	伊達市	掛田	下川原	工事施工 (堆砂)											土のう積	140	人家 田畑 60 40	
49	阿武隈川	石田川	県北建設	伊達市	豊山支団 第2分団	両岸	伊達市	石田	中瀬	工事施工 (堆砂)											土のう積	45	人家 田畑 6 6	
50	阿武隈川	若宮川	二本松市	二本松市	東和地区 第3分団	両岸	二本松市	太田	岩宮	堤防高											土のう積	2	人家 田畑 15 7	
51	阿武隈川	若宮川	二本松市	二本松市	東和地区 第3分団	両岸	二本松市	太田	萩ノ田	工事施工 (堆砂)											土のう積		人家 田畑 7 7	
52	阿武隈川	安達太田川	二本松市	二本松市	東和地区 第3分団	両岸	二本松市	太田	田町	堤防高	1,000										土のう積	10	人家 田畑 80 7	
53	阿武隈川	安達太田川	二本松市	二本松市	東和地区 第4分団	両岸	二本松市	戸沢	下田	堤防高	800										土のう積	2	人家 田畑 80 24	
54	阿武隈川	小浜川	二本松市	二本松市	岩代地区 第1分団	両岸	二本松市	小浜	新町	堤防高	600										土のう積	3	人家 田畑 24 20	
55	阿武隈川	油井川	二本松市	二本松市	安達地区 第1分団	両岸	二本松市	油井	梨子木 砂	堤防高	1,320		100								土のう積	31	人家 田畑 24 20	

＜東北建設事務所＞

重要水防区域

番 号	水系名	河川 海岸	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	堤防			重要区間			予想さ れる危 険概要	関連計画 等	対策水防 工法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設
							市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)	新堤・旧堤 延長 年度	新堤・旧堤 延長 年度					
56	阿武隈川	油井川	二本松土木	二本松市	安達地区隊 第1分団	両岸	二本松市	油井	上川原	工事施工 (堆砂)				400		洪水		土のう積			
57	阿武隈川	鯉川	二本松土木	二本松市	安達地区隊 第1分団	両岸	二本松市	油井	馬出町 八軒町	堤防高	200					洪水		土のう積	24	人家 田畑 10	
58	阿武隈川	鯉川	二本松土木	二本松市	本宮地区隊 第1分団	両岸	二本松市		根崎	堤防高	240					洪水	河川改良	土のう積	1	人家 田畑 16	
59	阿武隈川	安達太良川	二本松土木	本宮市	本宮地区隊 第1.2分団	両岸	本宮市	本宮	下町 (壬代田 柳ノ内 大舟)	工事施工 堤防高	900	1				洪水		土のう積	3	人家 田畑 78	
60	阿武隈川	百日川	二本松土木	本宮市	本宮地区隊 第2分団	両岸	本宮市	本宮	大柳	堤防高	720					洪水	総流防	土のう積	2	人家 田畑 32	
61	阿武隈川	五百川	二本松土木	本宮市	本宮地区隊 第8分団	両岸	本宮市	関下	向川原	堤防高	600					洪水	河川改良	木流し 土のう積	8	人家 田畑 8	
62	阿武隈川	五百川	二本松土木	本宮市	本宮地区隊 第5.6分団	両岸	本宮市	仁井田 荒井	上萬畑	堤防高	2,500					洪水		土のう積	8	人家 田畑 11	
63	阿武隈川	仲川	二本松土木	本宮市	白沢地区隊 第1分団	両岸	本宮市	糠沢	小田部	堤防高			800			洪水		土のう積	3	人家 田畑 13	
64	阿武隈川	弘川	二本松土木	二本松市	安達地区隊 第2分団	両岸	二本松市	茨川	田小屋	工事施工 (堆砂)				1,200		洪水		土のう積			
65	阿武隈川	針道川	二本松土木	二本松市	重和地区隊 第1分団	両岸	二本松市	針道	橋道	工事施工 (堆砂)				800		洪水		土のう積			
66	阿武隈川	杉田川	二本松土木	二本松市 大玉村	二本松地区隊 第7分団	両岸	二本松市 大玉村	大山	高久	工事施工 (堆砂)				1,400		洪水		土のう積			
67	阿武隈川	口太川	二本松土木	二本松市	岩代地区隊 第3分団	両岸	二本松市	百目木	下名目津	工事施工 (堆砂)				2,400		洪水		土のう積			
68	阿武隈川	原瀬川	二本松土木	二本松市	二本松地区隊 第4分団	両岸	二本松市		箱野4丁 目	工事施工 (堆砂)				600		洪水		土のう積			
計					河川						(27) 27,440	(22) 13,330	(3) 3	(1) 1						()は箇所数 1,169	

重要水防区域

番号	水系名	河川	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別		位置			評定基準 種別	重要水防区域		工事 A (m)	工事 B (m)	工作物		工事 A (m)	工事 B (m)	工事 延長 (m)	工事 中 (m)	陸 上 危 険 箇 所	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	概要 人家(戸) 田畑(ha) 施設
						市町村	大字	字	工事 A (備所)	工事 B (備所)		新橋・破産・田川跡 設定 年度	延長														
						市町村	大字	字	工事 A (備所)	工事 B (備所)		新橋・破産・田川跡 設定 年度	延長														
1	阿武隈川	海	黒石川	郡山市	中田第1分団	両岸	両岸	中田町	柳	町	堤防断面	100										洪水		土のう積	10	人家 田畑	
2	阿武隈川	黒石川	郡山市	郡山市	中田第1分団	両岸	両岸	中田町	宮田	宮田	堤防高	170										洪水		土のう積	23	人家 田畑	
3	阿武隈川	黒石川	郡山市	郡山市	田村第4分団	両岸	両岸	田村町	曲	曲	堤防高	300										洪水		土のう積	24	人家 田畑	
4	阿武隈川	黒石川	郡山市	郡山市	田村第2分団	両岸	両岸	田村町	種	種	工事施工 (堆砂)		100									洪水		土のう積			
5	阿武隈川	谷田川	郡山市	郡山市	田村第2分団	両岸	両岸	田村町	守山	小性町	堤防高	1,000										洪水		土のう積	25	人家 田畑	
6	阿武隈川	谷田川	郡山市	郡山市	安積第1分団	両岸	両岸	田村町	合	三丁目	工事施工 (堆砂)	200										洪水		土のう積			
7	阿武隈川	南川	郡山市	郡山市	中央第3分団	両岸	両岸	下	行	名倉	堤防高	300										洪水		土のう積	10	人家 田畑	
8	阿武隈川	南川	郡山市	郡山市	遠瀬第1分団	両岸	両岸	日	出	三丁目	堤防高	300										洪水		土のう積	1	人家 田畑	
9	阿武隈川	南川	郡山市	郡山市	遠瀬第1分団	両岸	両岸	遠瀬町	久保田	久保田	堤防高	1,000										洪水		土のう積	10	人家 田畑	
10	阿武隈川	南川	郡山市	郡山市	三穂田第2分団	両岸	両岸	大	磯	大磯町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
11	阿武隈川	南川	郡山市	郡山市	三穂田第2分団	両岸	両岸	遠瀬町	多	多	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
12	阿武隈川	多田野川	郡山市	郡山市	三穂田第2分団	両岸	両岸	三穂田町	芦ノ口	芦ノ口	水衝・ 堤防高	200										洪水		土のう積	25	人家 田畑	
13	阿武隈川	多田野川	郡山市	郡山市	三穂田第2分団	両岸	両岸	三穂田町	谷	三穂田町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
14	阿武隈川	遠瀬川	郡山市	郡山市	富久山第1分団 中央第2分団	両岸	両岸	富久山町	久保田	伊賀河原	堤防高	1,000										洪水		土のう積	30	人家 田畑	
15	阿武隈川	桜川	郡山市	郡山市	富久山第4分団	両岸	両岸	富久山町	久保田	伊賀河原	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
16	阿武隈川	舟津川	郡山市	郡山市	富久山第4分団 岩江分団	両岸	両岸	下	木	石舟 蛇	水衝・ 堤防高	2,200										洪水		土のう積	20	人家 田畑	
17	阿武隈川	舟津川	郡山市	郡山市	湖南第3分団	両岸	両岸	湖南町	御代	御代	堤防高	1,200										洪水		土のう積	146	人家 田畑	
18	阿武隈川	舟津川	郡山市	郡山市	湖南第5分団 湖南第4分団	両岸	両岸	湖南町	中	太田道上	堤防高	1,800										洪水		土のう積	26	人家 田畑	
19	阿武隈川	菅川	郡山市	郡山市	湖南第2分団	両岸	両岸	湖南町	三	湖南町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
20	阿武隈川	菅川	郡山市	郡山市	湖南第2分団	両岸	両岸	湖南町	良	弥陀内	堤防高	1,170										洪水		土のう積	26	人家 田畑	
21	阿武隈川	常夏川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	赤	山ノ神	工事施工 (堆砂)	350										洪水		土のう積	20	人家 田畑	
22	阿武隈川	常夏川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	赤	湖南町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
23	阿武隈川	藤田川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	赤	湖南町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
24	阿武隈川	中地川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	堀ノ内	堀ノ内	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
25	阿武隈川	天神川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	中	湖南町	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
26	阿武隈川	中川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	坂橋	坂橋	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			
27	阿武隈川	中川	郡山市	郡山市	湖南第1分団	両岸	両岸	湖南町	中	中野	工事施工 (堆砂)											洪水		土のう積			

＜県中建設事務所＞

河川 水系名 番号	河川 海岸	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	堤防		A (m)	B (m)	工作物		A (箇所)	B (箇所)	新保・環濠跡・旧川跡 延長	要注意区間		工事 施工 (m)	陸間等 危険箇所	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	概要 人家(戸) 田畑 (ha) 施設	
						市町村	大字	字		工事 施工 (m)	延長																	
28	阿武隈川	県中建設	郡山市		両岸	郡山市	湖南町		工事施工 (堆砂)										3,500				洪水					
29	阿武隈川	県中建設	郡山市		両岸	郡山市	熱海町		工事施工 (堆砂)										100				洪水					
30	阿武隈川	県中建設	郡山市		両岸	郡山市	三穂田町		工事施工 (堆砂)										100				洪水					
31	阿武隈川	県中建設	郡山市		両岸	郡山市	片平町		工事施工 (堆砂)										200				洪水					
32	阿武隈川	県中建設	郡山市		両岸	郡山市	下守屋		工事施工 (堆砂)										200				洪水					
33	阿武隈川	須賀川土木	五川村	中分団 竜崎分団	右岸	矢吹町	陣々岡		堤防高	1,700													洪水			人家 田畑	35	
34	阿武隈川	須賀川土木	鏡石町	第5分団	左岸	鏡石町	蔵訪町		堤防高	1,400								H24	116				洪水			人家 田畑	57	
35	阿武隈川	須賀川土木	鏡石町	第5分団	左岸	鏡石町	東河原		堤防高	1,300													洪水			人家 田畑	10	
36	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	小作田		工事施工 (堆砂)										600				洪水			人家 田畑	44	
37	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	長沼		工事施工 (堆砂)										500				洪水			人家 田畑	52	
38	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市	第7分団	両岸	須賀川市	滑川		堤防高	1,580													洪水			人家 田畑	24	
39	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	仁井田		工事施工 (堆砂)										1,000				洪水			人家 田畑	55	
40	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	江花		工事施工 (堆砂)										1,000				洪水					
41	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	長沼		工事施工 (堆砂)										1,000				洪水					
42	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市		両岸	須賀川市	泉田		工事施工 (堆砂)										2,200				洪水			人家82,保育園1 人家 田畑	36	
43	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市	第2分団	右岸	須賀川市	館取町		漏水		400										1		決壊	河川改良	月の輪		人家 田畑	1
44	阿武隈川	須賀川土木	須賀川市	第4分団	両岸	須賀川市	牛袋町		漏水		440												洗掘		シート張		人家 田畑	36
45	阿武隈川	須賀川土木	天栄村		両岸	天栄村	牧野内		工事施工 (堆砂)										500				洪水					
46	阿武隈川	須賀川土木	天栄村		両岸	天栄村	上松本		工事施工 (堆砂)										500				洪水					
47	阿武隈川	須賀川土木	天栄村		両岸	天栄村	小川		工事施工 (堆砂)										1,000				洪水					
48	阿武隈川	須賀川土木	天栄村		両岸	天栄村	大里		工事施工 (堆砂)										500				洪水					
49	阿武隈川	三春土木	田村市	船引地区 船引分団	両岸	田村市	船引町		堤防高	2,500													洪水			人家 田畑	90	
50	阿武隈川	三春土木	田村市	常葉地区 常葉第1分団	両岸	田村市	常葉町		堤防高	300											1		洪水			人家 田畑	10	
51	阿武隈川	三春土木	田村市	常葉地区 常葉第3分団	両岸	田村市	常葉町		堤防高	200													洪水			人家 田畑	5	
52	阿武隈川	三春土木	田村市		両岸	田村市	船引町		工事施工 (堆砂)										2,200				洪水			人家 田畑	4	
53	阿武隈川	三春土木	田村市		両岸	田村市	常葉町		工事施工 (堆砂)										3,800				洪水			人家 田畑	1	
54	阿武隈川	三春土木	田村市	常葉地区 常葉第1分団	右岸	田村市	常葉町		堤防高	200													洪水			人家 田畑	2	
55	阿武隈川	三春土木	田村市		両岸	田村市	常葉町		工事施工 (堆砂)										800				洪水			人家 田畑	2	

<県中建設事務所>

番号	水系名	河川	担当	担当事務所	担当団体名	水防(消防)分団名	左岸の別	位置			標準	堤防			重要水防区域			工事	陸揚等危険箇所	予想される危険概要	関連計画等	対策水防工法	氾濫面積 (ha)	概要 人家(戸) 田畑 (ha) 施設
								市町村	大字	字		A (m)	B (m)	工事物	新堤・旧堤 延長	工事 延長	新堤・旧堤 延長							
56	阿武隈川	牧野川	三春土木	田村市	大越地区隊	大越第1分団	両岸	田村市	大越町	原	堤防高	200							洪水		土のう積	3	人家 田畑	
57	阿武隈川	牧野川	三春土木	田村市	船引地区隊	船引分団	両岸	田村市	船引町	船引町	堤防高	150			2,200				洪水		土のう積	1	人家 田畑	
58	阿武隈川	榑渡川	三春土木	田村市	船引地区隊	船引分団	右岸	田村市	榑渡町	榑渡町	堤防高	800							洪水		土のう積	5	人家 田畑	
59	阿武隈川	榑川	三春土木	三春町	岩江分団	岩江分団	両岸	三春町	上舞木	宮ノ前	堤防高	2,700							洪水	広域基幹	土のう積	10	人家 田畑	
60	阿武隈川	榑川	三春土木	三春町	三春分団	三春分団	右岸	三春町	新松	新松	堤防高	200							洪水		土のう積	1	人家 田畑	
61	阿武隈川	八島川	三春土木	三春町	三春分団	三春分団	右岸	三春町	船引町	船引町	堤防高	200							洪水		土のう積	1	人家 田畑	
62	阿武隈川	堀越川	三春土木	田村市	田村市	田村市	両岸	田村市	堀越	堀越	堤防高				2,900				洪水		土のう積			
63	阿武隈川	実沢川	三春土木	三春町	三春町	三春町	両岸	三春町	実沢	実沢	堤防高				1,000				洪水		土のう積			
64	阿武隈川	移川	三春土木	田村市	田村市	田村市	両岸	田村市	船引町	船引町	堤防高				10,500				洪水		土のう積			
65	阿武隈川	紫川	三春土木	田村市	都路地区隊	都路分団	両岸	田村市	都路町	都路町	堤防高		120						洪水		土のう積			
66	請戸川	南川	三春土木	田村市	都路地区隊	都路分団	両岸	田村市	都路町	都路町	堤防高								洪水		土のう積	1	人家 田畑	
67	請戸川	古道川	三春土木	田村市	第3分団	第3分団	両岸	田村市	都路町	都路町	堤防高	600			5,200				洪水	地帯制流交付金	土のう積	31	人家 田畑	
68	夏井川	黒森川	三春土木	小野町	小野町	小野町	両岸	小野町	黒森	黒森	堤防高								洪水		土のう積			
69	夏井川	黒森川	三春土木	小野町	小野町	小野町	両岸	小野町	小野	小野	堤防高	2,500			1,300				洪水	広域基幹	土のう積	80	人家 田畑	
70	夏井川	右支夏井川	三春土木	小野町	第1分団	第2分団	両岸	小野町	小野	小野	堤防高								洪水		土のう積			
71	夏井川	右支夏井川	三春土木	小野町	小野町	小野町	両岸	小野町	飯豊	飯豊	堤防高				8,900				洪水		土のう積			
72	夏井川	夏井川	三春土木	田村市	田村市	田村市	両岸	田村市	滝根町	滝根町	堤防高				1,700				洪水		土のう積			
73	夏井川	夏井川	三春土木	小野町	小野町	小野町	両岸	小野町	夏井	夏井	堤防高				2,700				洪水		土のう積			
74	夏井川	草川	三春土木	小野町	小野町	小野町	両岸	小野町	皮籠石	皮籠石	堤防高				500				洪水		土のう積			
75	阿武隈川	今出川	石川土木	石川町	石川分団	石川分団	両岸	石川町	新町	新町	堤防高	300							洪水		土のう積	1	人家 田畑	
76	阿武隈川	今出川	石川土木	石川町	石川町	石川町	両岸	石川町	双里	双里	堤防高				450				洪水		土のう積	4	人家 田畑	
77	阿武隈川	北須川	石川土木	石川町	母畑分団	母畑分団	両岸	石川町	北山	北山	堤防高	500							洪水		土のう積	6	人家 田畑	
78	阿武隈川	北須川	石川土木	平田村	平田村	平田村	右岸	平田村	清水内	清水内	堤防高				3,600				洪水		土のう積	4	人家 田畑	
79	阿武隈川	平田川	石川土木	平田村	第4分団	第4分団	右岸	平田村	中倉	中倉	堤防高		200						洪水		土のう積	2	人家 田畑	
80	阿武隈川	平田川	石川土木	平田村	第3分団	第3分団	右岸	平田村	北方	北方	堤防高		200						洪水		土のう積	2	人家 田畑	
81	阿武隈川	平田川	石川土木	平田村	平田村	平田村	両岸	平田村	北方	北方	堤防高				1,800				洪水		土のう積	4	人家 田畑	
82	阿武隈川	飛鳥川	石川土木	石川町	石川町	石川町	両岸	石川町	橋場	橋場	堤防高				600				洪水		土のう積	4	人家 田畑	
83	阿武隈川	阿武隈川	石川土木	矢吹町	第3分団	第3分団	左岸	矢吹町	陣ヶ岡	陣ヶ岡	堤防高	1,800							洪水		土のう積	32	人家 田畑	

重要水防区域

番 号	水系名	河川	担当 事務所	担当水防 管理団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	重要水防区域			工事 施工 中 (m)	陸前等 危険箇所	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設				
							市町村	大字	字		堤防										新設・改修・田川 延長 年度	A (m)	B (m)	B (m)
											A (m)	B (m)	A (m)											
1	阿武隈川	海岸	県南建設	矢吹町	第3分団	左岸	矢吹町	明新上	堤防高	700					洪水		土のう積	12	人家 田畑 9					
2	阿武隈川	阿武隈川	県南建設	中島村	第1分団	左岸	中島村	中井	堤防高	1,000					氾濫 洪水		土のう積	21	人家 田畑 18					
3	阿武隈川	阿武隈川	県南建設	白河市	白河方面隊 第4分団	左岸	白河市	本沼	堤防高	1,000					洪水		土のう積	10	人家 田畑 4					
4	阿武隈川	外面川	県南建設	白河市	大信方面隊 第2分団	両岸	白河市	大信豊地	堤防高	2,600					氾濫 洪水		土のう積	10	人家 田畑 8					
5	阿武隈川	社川	棚倉土木	棚倉町	第3分団	両岸	棚倉町	一色	水衝		2,500				氾濫 洪水		木流し	38	人家 田畑 37					
6	阿武隈川	社川	県南建設	白河市	表郷方面隊 第2分団	両岸	白河市	表郷八幡	水衝		2,000				氾濫 洪水		木流し	52	人家 田畑 28					
7	阿武隈川	社川	県南建設	白河市	表郷方面隊 第1分団	左岸	白河市	表郷中野	堤防高		400				氾濫 洪水		土のう積	8	人家 田畑 10					
8	阿武隈川	社川	県南建設	白河市	白河方面隊 第8分団	左岸	白河市	旗宿	堤防高		500				洪水		土のう積	2	人家 田畑 2					
9	阿武隈川	矢武隈川	県南建設	白河市	東方面隊 第1分団	両岸	白河市	東釜子	堤防高	2,000					洪水		土のう積	57	人家 田畑 48					
10	阿武隈川	谷津田川	県南建設	西郷村	第4分団	両岸	西郷村	小田倉	堤防高	900					洪水		土のう積	15	人家 田畑 38					
11	阿武隈川	谷津田川	県南建設	西郷村	第7分団	両岸	西郷村	小田倉	堤防高	2,400					洪水		土のう積	20	人家 田畑 15					
12	阿武隈川	藤野川	県南建設	白河市	白河方面隊 第8分団	両岸	白河市	池下	堤防高		1,400				洪水		土のう積	6	人家 田畑 5					
13	久慈川	久慈川	棚倉土木	矢祭町	第3分団	右岸	矢祭町	引町	堤防高		500				洪水		土のう積	5	人家 田畑 13					
14	久慈川	久慈川	棚倉土木	矢祭町	第3分団	右岸	矢祭町	岡	堤防高						洪水		土のう積	4	人家 田畑 8					
15	久慈川	久慈川	棚倉土木	塙町	第1分団	左岸	塙町	上石井	水衝	2,500					氾濫 洪水		土のう積	30	人家 田畑 58					
16	久慈川	久慈川	棚倉土木	棚倉町	第5分団	両岸	棚倉町	寺山	堤防高	900					氾濫 洪水		土のう積	35	人家 田畑 20					
17	久慈川	久慈川	棚倉土木	棚倉町	第4分団	両岸	棚倉町	山際	洗掘		800				氾濫 洪水		木流し	6	人家 田畑 18					
18	久慈川	小田川	棚倉土木	矢祭町	第2分団	左岸	矢祭町	山下	堤防高	3,200					氾濫 洪水		木流し	7	人家 田畑 5					
19	久慈川	小田川	棚倉土木	矢祭町	第2分団	左岸	矢祭町	関平	堤防高	1,000					洪水		土のう積	13	人家 田畑 9					
20	久慈川	小田川	棚倉土木	矢祭町	第2分団	左岸	矢祭町	川端	水衝	500					洪水		土のう積	13	人家 田畑 4					
21	久慈川	川上川	棚倉土木	塙町	第3分団	両岸	塙町	代官町	堤防高	1,200					氾濫 洪水		土のう積	10	人家 田畑 5					
22	久慈川	川上川	棚倉土木	塙町	第3分団	両岸	塙町	板倉	水衝	2,000					氾濫 洪水		木流し	17	人家 田畑 15					
23	久慈川	渡瀬川	棚倉土木	塙町	第2分団	両岸	塙町	常世中野	堤防高	2,300					氾濫 洪水		土のう積	15	人家 田畑 42					
24	久慈川	渡瀬川	棚倉土木	塙町	第2分団	両岸	塙町	下谷	水衝		1,100				氾濫 洪水		土のう積	5	人家 田畑 13					
25	久慈川	渡瀬川	棚倉土木	鮫川村	第3分団	両岸	鮫川村	木之根	堤防高	1,500					氾濫 洪水		土のう積	4	人家 田畑 2					
26	久慈川	西川	棚倉土木	塙町	第2分団	両岸	塙町	丸谷地	堤防高	100					洪水		土のう積	1	人家 田畑 2					
27	久慈川	福沢川	棚倉土木	塙町	第5分団	両岸	塙町	下福沢	水衝	1,000					氾濫 洪水		木流し	4	人家 田畑 5					

＜県南建設事務所＞

重要水防区域

番 号	水 系 名	河 川 海 岸	担 当 事 務 所	担 当 団 体 名	水 防 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置		評 定 基 準 種 別	堤 防		工 作 物	注 意 区 間		予 想 さ れ る 危 険 構 造	開 運 計 画 等	対 策 水 防 工 法	汎 濫 面 積 (ha)	補 整 人 家 (戸) 田 畑 (ha) 施設
							市 町 村	大 字		宮 字	A (m)		B (m)	新 規 ・ 改 修 ・ 田 川 敷 工 事 の 延 長 年 度					
28	久慈川	近津川	棚倉土木	棚倉町	第6分団	両岸	棚倉町	八槻	水衝堤防	3,000					氾濫	広域基幹	木流し	3	人家 田畑
29	久慈川	大草川	棚倉土木	棚倉町	第2分団	両岸	棚倉町	棚倉	堤防	1,100					氾濫		土のう積	9	人家 田畑
30	久慈川	松木川	棚倉土木	棚倉町	第1分団	両岸	棚倉町	花園	堤防	100					氾濫		土のう積	1	人家 田畑
31	久慈川	根子屋川	棚倉土木	棚倉町	第2分団	両岸	棚倉町	沢目	堤防	600					氾濫		土のう積	4	人家 田畑
32	久慈川	久慈川	棚倉土木	棚倉町	第1分団	両岸	棚倉町	鉄匠町	堤防	450					氾濫	河川改良	土のう積	2	人家 田畑
33	久慈川	久慈川	棚倉土木	棚倉町	第2分団	両岸	棚倉町	赤坂中野	堤防	300				1	氾濫		土のう積	3	人家 田畑
34	久慈川	久慈川	棚倉土木	棚倉町	第3分団	右岸	棚倉町	堀越	水衝堤防		400				欠陥		木流し	6	人家 田畑
35	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	第5分団	両岸	西郷村	江戸塚	堤防	800					氾濫		土のう積	10	人家 田畑
36	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	第2分団	両岸	西郷村	小塚	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
37	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第2分団	両岸	白河市	川前原	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
38	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第4分団	両岸	白河市	追廻	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
39	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第7分団	両岸	白河市	大鹿島	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	10	田畑
40	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第7分団	両岸	白河市	大木	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
41	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第7分団	両岸	白河市	借宿	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	10	田畑
42	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第1分団	両岸	白河市	古瀬知野	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
43	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	東方面隊 第2分団	両岸	白河市	岩沢	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
44	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	中島方面隊 第2分団	両岸	中島村	天神西	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	10	田畑
45	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	中島方面隊 第2分団	両岸	中島村	天神前	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	10	田畑
46	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	中島方面隊 第1分団	両岸	中島村	清津	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	10	田畑
47	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	大信方面隊 第2分団	両岸	白河市	棧ノ口	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
48	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	大信方面隊 第2分団	両岸	白河市	中新城	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
49	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	大信方面隊 第2分団	両岸	白河市	下新城	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
50	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	矢吹町	両岸	矢吹町	河原	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
51	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	第1分団	両岸	矢吹町	花咲	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
52	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第8分団	両岸	白河市	開辺	工事施工 (堆砂)					1000	氾濫		土のう積	5	田畑
53	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第6分団	両岸	白河市	小田川	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
54	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	第3分団	両岸	泉崎村	横穴前	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
55	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	第4分団	両岸	西郷村	小田倉	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
56	阿武隈川	阿武隈川	西郷建設	西郷村	白河方面隊 第6分団	両岸	白河市	豊地	工事施工 (堆砂)					500	氾濫		土のう積	5	田畑
合計					河川					34,150	(26)			15,503				590	()は箇所数

重要水防区域

番 号	水 系 名	河 川 名	担 当 事 務 所	担 当 団 体 名	水 防 (消 防) 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	重 要 水 防 区 域			予 想 さ れ る 危 険 要 素	開 通 計 画 等	対 策 水 防 工 法	汎 濫 面 積 (ha)	摘 要 人 家 (戸) 田 畑 (ha) 施 設		
							市 町 村	大 字	字		A (m)	B (m)	B (m)						工 事 (延 長 m)	
																			設 定 年 度	新 規 ・ 修 繕 ・ 旧 川 際
1	阿賀野川	旧湯川	会津若松建設	会津若松市	第10分団	両岸	神指町黒川	石上	堤防断面	1,500			越水	広域基幹	土のう積	3	人家 田畑			
2	阿賀野川	旧宮川	会津若松建設	会津坂下町	第1.4.5分団	両岸	中泉	雁敷	堤防断面	1,300			欠壊 越水		木流し	551	人家 田畑			
3	阿賀野川	藤川	会津若松建設	会津美里町	第1方面 第3分団	右岸	旭市川	大黒沢甲	洗掘 堤防高	200			欠壊 越水		土のう積	120	人家 田畑			
4	阿賀野川	藤川	会津若松建設	会津美里町	第3分団	両岸	旭市川	小川前丙	堤防高	530			溢水		土のう積	1	人家 田畑			
5	阿賀野川	藤川	会津若松建設	会津若松市	第15分団	両岸	北会津町 上川原 大島代 村北 宮里	堤防高	1,900				越水		土のう積	980	人家 田畑			
6	阿賀野川	水玉川	会津若松建設	会津美里町	第1方面 第4分団	両岸	水玉	福永丙	堤防高	600			越水		土のう積	30	人家 田畑			
7	阿賀野川	水玉川	会津若松建設	会津美里町	第2方面 第4分団	両岸	水玉	福永丙	堤防高	600			越水		土のう積	30	人家 田畑			
8	阿賀野川	滝谷川	宮下土木	柳津町	第5分団	両岸	柳津町	上川原	堤防高	1,550			越水	河川改良	土のう積	400	人家 田畑			
9	阿賀野川	銀山川	宮下土木	柳津町	第1分団	両岸	柳津町	上新田	水衝	500			欠壊		木流し	3	人家 田畑			
10	阿賀野川	銀山川	宮下土木	柳津町	第2分団	両岸	柳津町	新町 寺塚町	洗掘	400			欠壊		土のう積	9	人家 田畑			
11	阿賀野川	柳沢川	宮下土木	昭和村	第1分団	両岸	昭和村	猪倉野 折石 橋	洗掘	550			欠壊		木流し	6	人家 田畑			
12	阿賀野川	見沢川	宮下土木	昭和村	第2分団	両岸	昭和村	小中津川 大芦 二百刈 大向	洗掘	800			洗掘 欠壊		木流し	4	人家 田畑			
13	阿賀野川	湯川	会津若松建設	会津若松市	第4分団	両岸	会津若松市	城西町 城島町	堤防高	1,900			溢水		土のう積	10	人家 田畑			
14	阿賀野川	古川	会津若松建設	会津若松市	第4.11分団	両岸	会津若松市	御旗町	堤防高	1,500			溢水		土のう積	250	人家 田畑			
15	阿賀野川	湯川	会津若松建設	会津若松市	-	両岸	会津若松市	天神町	工事施工 (堆砂)			1,200	溢水		土のう積	50	人家 田畑			
16	阿賀野川	阿賀川	会津若松建設	会津若松市	-	右岸	会津若松市	芦牧	工事施工 (堆砂)			630	溢水		土のう積	60	人家 田畑			
17	阿賀野川	原川	会津若松建設	会津若松市	-	両岸	会津若松市	湊町	工事施工 (堆砂)			2,500	溢水		土のう積	16	人家 田畑			
18	阿賀野川	旧宮川	会津若松建設	会津坂下町	-	両岸	会津坂下町	前田	工事施工 (堆砂)			4,500	溢水		土のう積	130	人家 田畑			
19	阿賀野川	宮川	会津若松建設	会津坂下町	-	両岸	会津坂下町	溝老細 大道下乙	工事施工 (堆砂)			1,400	溢水		土のう積	230	人家 田畑			
20	阿賀野川	宮川	会津若松建設	会津美里町	-	両岸	会津美里町	宮里	工事施工 (堆砂)			2,900	溢水		土のう積	70	人家 田畑			
21	阿賀野川	大谷川	宮下土木	三島町	-	両岸	三島町	鳥海	工事施工 (堆砂)			200	溢水		土のう積	145	人家 田畑			
22	阿賀野川	知沢川	宮下土木	昭和村	-	両岸	昭和村	八反田	工事施工 (堆砂)			200	溢水		土のう積		人家 田畑			
23	阿賀野川	野尻川	宮下土木	昭和村	-	両岸	昭和村	阿久戸	工事施工 (堆砂)			300	溢水		土のう積		人家 田畑			
合計										(2) 3,400	(12) 10,830						2,522	()は箇所数		

重要水防区域

番 号	水系名		河川 海岸	担当 事務所	担当 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	要 注 意 区 間			予 想 さ れ る 危 険 概 要	開 運 計 画 等	対 策 水 防 工 法	汎 濫 面 積 (ha)	摘 要 (戸) 人 家 田 畑 施 設				
	市 町 村	大 字						字	A (m)	B (m)		A (m)	B (m)	新 規 ・ 改 修 ・ 延 長 年 度						工 事 中 施 工 延 長	工 事 中 施 工 延 長	工 事 中 施 工 延 長	工 事 中 施 工 延 長
28	阿賀野川	四岐川	喜多方建設	西会津町	西会津町	同岸	同岸	野沢				200	200	水		土のう積	5	人家 田畑					
29	阿賀野川	切石川	喜多方建設	西会津町	西会津町	同岸	同岸	東松				300	300	水		土のう積	5	人家 田畑					
30	阿賀野川	三の森川	喜多方建設	喜多方市	喜多方市	同岸	同岸	関柴町	豊声			1,000	1,000	水		土のう積	5	人家 田畑					
31	阿賀野川	押切川	喜多方建設	喜多方市	熱塩加納町	同岸	同岸	熱塩加納町	山田			500	500	水		土のう積	5	人家 田畑					
32	阿賀野川	姥堂川	喜多方建設	喜多方市	関柴街	同岸	同岸	関柴街	高堂太			1,000	1,000	水		土のう積	5	人家 田畑					
33	阿賀野川	応名川	喜多方建設	喜多方市	松山町	同岸	同岸	松山町	大都			1,000	1,000	水		土のう積	5	人家 田畑					
34	阿賀野川	長谷川	喜多方建設	西会津町	下谷	同岸	同岸	下谷				1,000	1,000	水		土のう積	5	人家 田畑					
合計			34	箇所	23	河川						33,500	(16) 2,790					756	()は箇所数				

重要水防区域

番号	水系名	河川	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	堤防		工事 延長	新堤・堤防 延長 年度	重要水防区域 工事 施工中	予報される 危険概要	関連計画 等	対策水防 工法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑 (ha) 施設		
							市町村	大字	字		A (m)	B (m)									A (箇所)	B (箇所)
							左岸 右岸 の別	大字	字		評定基準 種別	A (m)									B (m)	A (箇所)
1	阿賀野川	阿賀野川	南会津建設	南会津町	田島支団 第3分団	右岸	糸沢	居平	堤防高	650					洪水		土のう積	20	人家 5			
2	阿賀野川	戸石川	南会津建設	下郷町	田島支団 第2分団	左岸	戸赤	林下	堤防高	300					洪水	河川改良	土のう積	5	人家 13			
3	阿賀野川	松沢川	南会津建設	南会津町	田島支団 第2分団	右岸	静川	杉ノ下之 大岩原甲	堤防高	1,400					洪水	災害復旧助成	土のう積	10	人家 36			
4	阿賀野川	松沢川	南会津建設	南会津町	田島支団 第2分団	左岸	針生	針生	堤防高	1,200					洪水	災害復旧助成	土のう積	5	人家 4			
5	阿賀野川	松沢川	南会津建設	南会津町	田島支団 第2分団	左岸	針生	針生	堤防高	300					洪水	災害復旧助成	土のう積	1	人家 1			
6	阿賀野川	蒲生川	山口土木	只見町	第2分団	両岸	蒲生	久保	堤防高	800					洪水	河川改良	土のう積	45	人家 18			
7	阿賀野川	黒谷川	山口土木	只見町	第4分団	左岸	黒谷	白沢	堤防高						洪水	災害復旧助成	土のう積	20	人家 23			
8	阿賀野川	布沢川	山口土木	只見町	第5分団	左岸	布沢	夕沢	堤防高	700			H28		洪水	災害復旧助成	土のう積	14	人家 7			
9	阿賀野川	伊南川	山口土木	只見町	第5分団	両岸	小林 二軒在	七ノ丸 九々生	堤防高	600	150				洪水	広域基幹	土のう積	8	人家 4			
10	阿賀野川	田ノ口沢川	山口土木	只見町	第6分団	両岸	只見	田ノ口	堤防高	600					洪水	交付金事業	土のう積	23	人家 3			
11	阿賀野川	伊南川	山口土木	南会津町	南郷支団 第1分団	右岸	山口	舟場 四敷	堤防断面	1,000					洪水		土のう積	4	人家 1			
12	阿賀野川	伊南川	山口土木	南会津町	南郷支団 第1分団	両岸	山口	山口	堤防断面		700				洪水	河川改良	土のう積	10	人家 16			
13	阿賀野川	伊南川	山口土木	南会津町	伊南支団 第1分団	左岸	内川	居平	堤防高	200					洪水		土のう積	9	人家 39			
14	阿賀野川	伊南川	山口土木	南会津町	伊南支団 第1分団	左岸	小立岩	居平	堤防高	100					洪水		土のう積	14	人家 23			
15	阿賀野川	伊南川	山口土木	南会津町	伊南支団 第1分団	右岸	大桃	居平	堤防高	400					洪水		土のう積	12	人家 18			
16	阿賀野川	湯ノ岐川	山口土木	南会津町	第1分団	左岸	湯ノ花	居平	堤防高	400					洪水		土のう積	20	人家 10			
17	阿賀野川	保城川	山口土木	南会津町	第2分団	左岸	森戸	居平	堤防高	100					洪水		土のう積	1	人家 12			
18	阿賀野川	館岩川	山口土木	南会津町	第2分団	右岸	伊与戸	居平	堤防高	400					洪水		土のう積	5	人家 3			
19	阿賀野川	館岩川	山口土木	南会津町	第2分団	左岸	伊与戸	居平	堤防高	500					欠壁		土のう積	5	人家 40			
20	阿賀野川	館岩川	山口土木	南会津町	第2分団	右岸	敷斗戸	居平	堤防高	600					洪水	河川災害関連	土のう積	5	人家 20			
21	阿賀野川	野々沢川	山口土木	只見町	第2分団	左岸	新田原	居平	堤防高	150					洪水	河川災害関連	土のう積	2	人家 2			
22	阿賀野川	館岩川	山口土木	南会津町	第5分団	両岸	小林	上川原	洗堀	150					洪水		木流し	1	人家 20			
23	阿賀野川	只見川	山口土木	南会津町	第1分団	両岸	たのせ	居平	堤防高	200					洪水		土のう積	20	人家 15			
24	阿賀野川	叶津川	山口土木	只見町	第2分団	左岸	蒲生	八木沢	堤防高	380					洪水	災害対策等 推進費 災害復旧 関連	土のう積	3	人家 2			
25	阿賀野川	田沢川	南会津建設	下郷町	第1分団	両岸	下郷	上ノ原 二百刈 (堆砂)	工事施工 (堆砂)			520			洪水		土のう積	3	人家 12			
26	阿賀野川	戸石川	南会津建設	下郷町	第2分団	両岸	下郷	磯上 口 (堆砂)	工事施工 (堆砂)						洪水		土のう積	15	人家 20			
27	阿賀野川	阿賀野川	南会津建設	南会津町	田島支団 第3分団	両岸	糸沢	前原 古内平	工事施工 (堆砂)						洪水		土のう積	5	人家 5			
																			4	人家 3		

重要水防区域

河川水系名	河川	担当事務所	担当団体名	水防(消防)分団名	左岸右岸の別	位置			評定基準種別	堤防		工作物		要注意区間		関連計画等	対策水防工法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑 (ha) 施設		
						市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)	新規・改修・田川跡 延長	工事 施工 中					陸揚等 危険箇所	予想される危険概要
28	阿賀野川	南会津建設	南会津町	田島支団 第2分団	両岸	南会津町	金井沢	堂の後 沢田	工事 施工 (堆砂)								土のう積	2	人家 田畑		
29	阿賀野川	山口土木	南会津町	伊南支団 第1分団	両岸	南会津町	古町	上居平 上坊	工事 施工 (堆砂)								土のう積	15	人家 田畑		
30	阿賀野川	山口土木	檜枝岐村	第2分団	両岸	檜枝岐村		燧ヶ岳	工事 施工 (堆砂)								土のう積	5	人家 田畑		
合計		30	箇所	18	河川					(13) 8,230	(10) 3,000			(2) 2,900	(6) 3,300			290	()は箇所数		

重要水防区域

番	水系名	河川	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	重要水防区域			工事 施工 (m)	陸揚等 危険箇所	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	汎濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設			
							大字	町村	字		A (m)	B (m)	C (m)								A (m)	B (m)	C (m)
1	三滝川	海	相双建設	新地町	第3分団	左岸	新地町	坂本崎	堤防高	1,500						溢水	災害復旧	土のう積	36	人家 田畑 34			
2	三滝川	海	相双建設	新地町	第3分団	右岸	新地町	坂本崎	堤防高	1,000						溢水	災害復旧	土のう積	65	人家 田畑 60			
3	砂子田川	濁	相双建設	新地町	第2分団	両岸	新地町	谷地小原	堤防高	500						溢水		土のう積	65	人家 田畑 228			
4	濁川	濁	相双建設	新地町	第2分団	両岸	新地町	大戸岳	堤防高	2,300						溢水	河川改良	土のう積	2	人家 田畑 64			
5	地蔵川	立	相双建設	新地町	第1分団	両岸	新地町	新ヶ嶺	堤防断面	2,400						溢水		土のう積	15	人家 田畑 75			
6	地蔵川	地	相双建設	相馬市	第4分団	両岸	相馬市	塚部	堤防高	3,800						溢水	広域基幹	土のう積	4	人家 田畑 8			
7	小泉川	小	相双建設	相馬市	第2分団	両岸	相馬市	小泉	堤防高	1,300						溢水		土のう積	35	人家 田畑 33			
8	宇多川	宇	相双建設	相馬市	第6分団	右岸	相馬市	黒木	堤防高	600						溢水	木流し 土のう積	土のう積	24	人家 田畑 400			
9	梅川	梅	相双建設	相馬市	第7分団	両岸	相馬市	今田	堤防高	4,530						溢水		土のう積	9	人家 田畑 2			
10	日下石川	日	相双建設	相馬市	第8分団	右岸	相馬市	新下石	堤防高	2,500						溢水	総流防	土のう積	82	人家 田畑 400			
11	日下石川	日	相双建設	相馬市	第8分団	両岸	相馬市	坪田	堤防高	400						溢水		土のう積	3	人家 田畑 77			
12	日下石川	立	相双建設	相馬市	第8分団	両岸	相馬市	日下石	堤防高	400						溢水		土のう積	15	人家 田畑 12			
13	真野川	真	相双建設	南相馬市	鹿島区第2分団	両岸	南相馬市	鹿島区大内	堤防高	4,800						溢水	災害復旧	土のう積	18	人家 田畑 40			
14	真野川	真	相双建設	南相馬市	鹿島区第2分団	左岸	南相馬市	鹿島区新築	堤防高	500						溢水	河川改良	土のう積	140	人家 田畑 300			
15	真野川	真	相双建設	南相馬市	鹿島区第2分団	両岸	南相馬市	鹿島区大内	堤防高	1,500						溢水	河川改良	土のう積	2	人家 田畑 140			
16	真野川	真	相双建設	南相馬市	鹿島区第2分団	両岸	南相馬市	鹿島区大内	堤防高	1,500						溢水	災害復旧	土のう積	25	人家 田畑 30			
17	新田川	新	相双建設	南相馬市	原町区第1分団	両岸	南相馬市	原町区小池	堤防高	2,700						溢水		土のう積	80	人家 田畑 300			
18	新田川	新	相双建設	南相馬市	原町区第4分団	両岸	南相馬市	原町区下高	堤防高	2,500						溢水	災害復旧	土のう積	70	人家 田畑 100			
19	新田川	新	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	両岸	南相馬市	原町区小川	堤防高	200						溢水		土のう積	19	人家 田畑 46			
20	新田川	新	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	両岸	南相馬市	原町区深野	堤防高	200						溢水	広域基幹	土のう積	45	人家 田畑 28			
21	新田川	北	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	右岸	南相馬市	原町区大原	堤防高	100						溢水	広域基幹	土のう積	45	人家 田畑 42			
22	新田川	北	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	左岸	南相馬市	原町区大原	堤防高	400						溢水		土のう積	29	人家 田畑 20			
23	境堀川	境	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	両岸	南相馬市	原町区大原	堤防高	170						溢水		土のう積	1	人家 田畑 1			
24	新田川	新	相双建設	南相馬市	原町区第5分団	両岸	南相馬市	原町区北地	堤防高	250						溢水	広域基幹	土のう積	8	人家 田畑 6			
25	新田川	新	相双建設	飯館村	第1分団	両岸	飯館村	飯館村	堤防高	4,500						溢水	広域基幹	土のう積	60	人家 田畑 100			
26	新田川	新	相双建設	飯館村	第2分団	両岸	飯館村	飯館村	堤防高	600						溢水		土のう積	18	人家 田畑 3			
27	新高川	新	相双建設	南相馬市	小高区第2分団	左岸	南相馬市	北岩下	堤防高	800						溢水	災害復旧	土のう積	21	人家 田畑 4			
										350						溢水		土のう積	6	人家 田畑 2			

番 号	水系名	河川 海岸	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			指定基準 種別	堤防			工事 A (m)	工事 B (m)	工事 C (m)	要 注 意 区 間 陸 揚 等 危 険 箇 所	予 想 さ れ る 危 険 要 素	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設			
							市町村	大字	字		A (m)	B (m)	C (m)										新堤・改修 年度	延長	田畑 延長
28	小高川	前川	相双建設	南相馬市	南相馬市 第3分団	両岸	小高川 北谷地	堤防高	1,700									土のう積	25	人家 田畑					
29	請戸川	請戸川	富岡土木	浪江町	浪江町 第3分団	両岸	津島 町前	堤防高	1,500									木流し 土のう積	7	人家 田畑					
30	請戸川	高瀬川	富岡土木	浪江町	浪江町 第1分団	左岸	小野田 第2分団	堤防高	300									土のう積	7	人家 田畑					
31	請戸川	葛尾川	富岡土木	葛尾村	葛尾村 第1分団	両岸	落合 管ノ又	堤防高	100									木流し 土のう積	2	人家 田畑					
32	前田川	或川	富岡土木	双葉町	双葉町 第3分団	右岸	長塚 町西	堤防高	600									木流し 土のう積	8	人家 田畑					
33	前田川	根小屋川	富岡土木	双葉町	双葉町 第1分団	両岸	根小屋 新山	堤防高	320									土のう積	2	人家 田畑					
34	熊川	熊川	富岡土木	大熊町	大熊町 第4分団	左岸	熊川 寺下	堤防高	750									土のう積	13	人家 田畑					
35	熊川	境川	富岡土木	大熊町	大熊町 第4分団	左岸	熊川 寺下	堤防高	1,100									土のう積	14	人家 田畑					
36	熊川	境川	富岡土木	大熊町	大熊町 第4分団	左岸	熊川 寺下	堤防高	1,500									木流し 土のう積	13	人家 田畑					
37	富岡川	富岡川	富岡土木	富岡町	富岡町 第3分団	左岸	大菅 川田	堤防高	650									土のう積	20	人家 田畑					
38	紅葉川	紅葉川	富岡土木	富岡町	富岡町 第6分団	右岸	小浜 中央	堤防高	300									土のう積	5	人家 田畑					
39	紅葉川	紅葉川	富岡土木	富岡町	富岡町 第6分団	左岸	毛董 前川原	堤防高	200									土のう積	3	人家 田畑					
40	井出川	井出川	富岡土木	富岡町	富岡町 第1分団	両岸	關古 田太	堤防高	120									土のう積	1	人家 田畑					
41	井出川	井出川	富岡土木	富岡町	富岡町 第1分団	両岸	井出 本釜	堤防高	250									土のう積	1	人家 田畑					
42	木戸川	木戸川	富岡土木	富岡町	富岡町 第4分団	両岸	井出 五里内	堤防高	800									土のう積	10	人家 田畑					
43	木戸川	木戸川	富岡土木	富岡町	富岡町 第6分団	両岸	下川内 川山内	堤防高	1,200									土のう積	68	人家 田畑					
44	木戸川	木戸川	富岡土木	富岡町	富岡町 第2分団	両岸	川内村 川内村	堤防高	4,300									土のう積	70	人家 田畑					
45	木戸川	山田川	富岡土木	富岡町	富岡町 第3分団	両岸	山田岡 山田岡	堤防高	400									土のう積	132	人家 田畑					
46	木戸川	長網川	富岡土木	富岡町	富岡町 第3分団	右岸	上川内 上川内	堤防高	700									木流し 土のう積	25	人家 田畑					
47	木戸川	長網川	富岡土木	富岡町	富岡町 第3分団	左岸	上川内 上川内	堤防高	530									土のう積	3	人家 田畑					
48	新地海岸	本崎 地区海岸	相双建設	新地町	新地町 第3分団	-	本崎 堤防	堤防高	1260									土のう積	2	人家 田畑					
49	鹿島海岸	南海老 地区海岸	相双建設	南相馬市	鹿島区第3 分団第3部	-	堤防高	1700										越波	60	人家 田畑					
50	原町海岸	北真大磯 地区海岸	相双建設	南相馬市	原町区第3 分団	-	堤防高	750										越波	30	人家 田畑					
51	原町海岸	深谷置浜 地区海岸	相双建設	南相馬市	原町区第3 分団	-	堤防高	2700										越波	30	人家 田畑					
52	原町海岸	幸地区海岸	相双建設	南相馬市	原町区第3 分団	-	堤防高	200										越波	30	人家 田畑					
53	富岡海岸	毛置川 地区海岸	富岡土木	富岡町	富岡町 第6分団	-	堤防高	170										越波	5	人家 田畑					
54	宇多川	宇多川	相双建設	相馬市	相馬市	両岸	中野 飯籠村	工事施工 (堆砂)	400									越波	5	人家 田畑					
55	新田川	新田川	相双建設	南相馬市	南相馬市	両岸	深谷	工事施工 (堆砂)	800									越波	5	人家 田畑					

番 号	水 系 名	河 川 海 岸	担 当 事 務 所	担 当 団 体 名	水 防 (消 防) 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	堤 防			工 作 物			予 想 さ れ る 危 険 要 素	関 連 計 画 等	対 策 水 防 工 法	汎 濫 面 積 (ha)	備 考 (戸) 人 家 (ha) 田 畑 施 設			
							市 町 村	大 字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	新 規 ・ 改 定 年 度	新 規 ・ 改 定 年 度						延 長	工 事 中 施 工 (m)	陸 揚 等 危 険 箇 所
56	宮田川	宮田川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	小高区	耳谷	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
57	小泉川	小泉川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市		小泉	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
58	真野川	淵谷川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市			工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
59	太田川	太田川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	高	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
60	新田川	新田川	相双建設	飯館村	南岸	飯館村	白石		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
61	地藏川	立田川	相双建設	新地町	南岸	新地町	駒ヶ嶺		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
62	太田川	太田川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	益田	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
63	新田川	大木戸川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	押釜	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
64	日下石川	立谷川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市	原町区	坪田	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
65	新田川	北川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	大原	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
66	新田川	新田川	相双建設	飯館村	南岸	飯館村	二枝橋		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
67	日下石川	町場川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市	駒ヶ嶺	中村	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
68	地藏川	立田川	相双建設	新地町	南岸	新地町	関沢		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
69	新田川	新田川	相双建設	飯館村	南岸	飯館村	原町区		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
70	新田川	新田川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	深野	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
71	新田川	水無川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	石神	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
72	新田川	境堀川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	小川町	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
73	日下石川	町場川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市		坪田	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
74	真野川	大日川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	鹿島区	岡和田	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
75	小高川	前川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	小高区	南鳩原	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
76	真野川	真野川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	鹿島区	鹿島	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
77	新田川	飯橋川	相双建設	飯館村	南岸	飯館村	小宮		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
78	三滝川	三滝川	相双建設	新地町	南岸	新地町	福田		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
79	日下石川	日下石川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市		赤木	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
80	小泉川	右支小泉川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市		小野	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
81	新田川	武須川	相双建設	南相馬市	南岸	南相馬市	原町区	泉	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
82	地藏川	地藏川	相双建設	相馬市	南岸	相馬市		塚部	工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						
83	木戸川	櫛生川	富岡土木	川内村	南岸	川内村	上川内		工事施工(堆砂)							土のう積		人家 田畑						

番 号	水 系 名	河川		担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			評定基準 種別	堤防			重要水防区域			工事 施工 中 (m)	陸揚 箇所	予 想 さ れ る 危 険 要 因	関 連 計 画 等	村 集 水 防 工 法	犯 濫 面 積 (ha)	摘 要 人 家 (戸) 田 畑 (ha) 施設	
		河川	海岸					市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	新設・増設・田川 延長	設定 年度								工事 期間
		河川	海岸					市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	新設・増設・田川 延長	設定 年度								工事 期間
84	木戸川	小井川	富岡土木	川内村	川内村		両岸	上川内	館屋	工事施工 (堆砂)						800		溢水		土のう積		人家 田畑			
85	木戸川	長綱川	富岡土木	川内村	清水洞		両岸	上川内	清水洞	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
86	木戸川	木戸川	富岡土木	川内村	川内村		両岸	下川内	館ノ下	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
87	請戸川	葛尾川	富岡土木	葛尾村	葛尾村		両岸	葛尾	小坂	工事施工 (堆砂)						500		溢水		土のう積		人家 田畑			
88	木戸川	金剛川	富岡土木	楢葉町	楢葉町		両岸	上小嶺	中川原	工事施工 (堆砂)						500		溢水		土のう積		人家 田畑			
89	木戸川	川内川	富岡土木	川内村	川内村		両岸	下川内	館ノ下	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
90	請戸川	請戸川	富岡土木	浪江町	浪江町		両岸	北機世橋	広内	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
91	請戸川	高瀬川	富岡土木	浪江町	浪江町		両岸	橘渡	田和津	工事施工 (堆砂)						500		溢水		土のう積		人家 田畑			
92	前田川	中田川	富岡土木	双葉町	双葉町		両岸	寺沢	中島	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
93	前田川	前田川	富岡土木	双葉町	双葉町		両岸	新山	広町	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
94	前田川	我川	富岡土木	双葉町	双葉町		両岸	下羽鳥		工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
95	前田川	根古屋川	富岡土木	双葉町	双葉町		両岸	前田	反町	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
96	前田川	松迫川	富岡土木	双葉町	双葉町		両岸	松迫	道六神	工事施工 (堆砂)						200		溢水		土のう積		人家 田畑			
97	熊川	熊川	富岡土木	大熊町	大熊町		両岸	熊	旭台	工事施工 (堆砂)						300		溢水		土のう積		人家 田畑			
合計	河川	海岸	91	箇所	50	河川					(20)	(27)	(44)		25,640		25,295					1,361		()は箇所数	
			6	箇所	6	海岸					(5)	(1)	(5)		6,610		5						160		

注1. 29.30.32.33.34.35.36.37.38.39.53.92.93.94.95.96.97については、県選困難区域内にあるため、水防活動を実施できる状況ではない。
注2. 25.26.27.28.31.40.41.42.45については、帰還している住民がほとんどいないため、水防活動を実施できない状況ではない。
注3. 今後住民の帰還が進んだ時点で、重要水防区域の見直し等を行う際の参考とするため、上記箇所を覆しておく。

重要水防区域

番号	水系名	河川	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			堤防			工作物			予定される 危険箇所	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	概要 人家(戸) 田畑 施設
							市町村	大字	字	認定基準 種別	A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	A (m)					
1	末続川	末続川	いわき建設	いわき市	第7支団 第4分団	両岸	いわき市	中川原	川原内	中川原	1,450						土のう積	30	人家 田畑	
2	大久川	大久川	いわき建設	いわき市	第7支団 第4分団	両岸	いわき市	滝尻	米野	滝尻	900						土のう積	40	人家 田畑	
3	大久川	大久川	いわき建設	いわき市	第7支団 第4分団	両岸	いわき市	大久野	米野	大久野	600						土のう積	27	人家 田畑	
4	夏井川	夏井川	いわき建設	いわき市	第1支団 第6分団	両岸	いわき市	小川原	向河原	小川原	9,100						広域基幹	1040	人家 田畑	
5	夏井川	夏井川	いわき建設	いわき市	第6支団 第8分団	両岸	いわき市	小川原	向河原	小川原	2,700						広域基幹	130	人家 田畑	
6	夏井川	仁井田川	いわき建設	いわき市	第7支団 第2分団	左岸	いわき市	須賀	須賀	須賀	1,300						土のう積	10	人家 田畑	
7	夏井川	仁井田川	いわき建設	いわき市	第2支団 第2分団	両岸	いわき市	須賀	須賀	須賀	1,000						災害復旧	140	人家 田畑	
8	夏井川	原高野川	いわき建設	いわき市	第1支団 第2分団	両岸	いわき市	大苗代	大仁田	大苗代	3,000						河川改良	300	人家 田畑	
9	夏井川	赤沼川	いわき建設	いわき市	第1支団 第2分団	両岸	いわき市	平下	平下	平下	300						河川改良	180	人家 田畑	
10	夏井川	三夜川	いわき建設	いわき市	第1支団 第2分団	両岸	いわき市	平下	平下	平下	550						広域基幹	110	人家 田畑	
11	夏井川	白岩川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	川原	川原	川原	800						土のう積	10	人家 田畑	
12	夏井川	新川	いわき建設	いわき市	第5支団 第2分団	両岸	いわき市	保木田	四方北	保木田	7,000						土のう積	160	人家 田畑	
13	夏井川	新川	いわき建設	いわき市	第5支団 第2分団	両岸	いわき市	内郷	内郷	内郷	1,500						土のう積	39	人家 田畑	
14	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市	第6支団 第1分団	両岸	いわき市	内郷	内郷	内郷	1,200						土のう積	18	人家 田畑	
15	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市	第6支団 第2分団	両岸	いわき市	内郷	内郷	内郷	600						土のう積	30	人家 田畑	
16	夏井川	宮川	いわき建設	いわき市	第5支団 第2分団	両岸	いわき市	内郷	内郷	内郷	2,000						土のう積	37	人家 田畑	
17	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市	第5支団 第2分団	右岸	いわき市	内郷	内郷	内郷	1,500						土のう積	20	人家 田畑	
18	夏井川	茨原川	いわき建設	いわき市	第1支団 第3分団	両岸	いわき市	平	平	平	800						土のう積	20	人家 田畑	
19	夏井川	常住川	いわき建設	いわき市	第1支団 第3分団	両岸	いわき市	常住	常住	常住	700						土のう積	4	人家 田畑	
20	夏井川	真似井川	いわき建設	いわき市	第1支団 第4分団	両岸	いわき市	平上	平上	平上	1,000						土のう積	110	人家 田畑	
21	夏井川	小玉川	いわき建設	いわき市	第6支団 第8分団	両岸	いわき市	小川原	小川原	小川原	600						土のう積	17	人家 田畑	
22	夏井川	三坂川	いわき建設	いわき市	第6支団 第3分団	両岸	いわき市	三坂	三坂	三坂	300						土のう積	5	人家 田畑	
23	滑津川	滑津川	いわき建設	いわき市	第1支団 第5分団	両岸	いわき市	滑津	滑津	滑津	3,000						土のう積	80	人家 田畑	
24	滑津川	滑津川	いわき建設	いわき市	第1支団 第5分団	両岸	いわき市	滑津	滑津	滑津	700						土のう積	60	人家 田畑	
25	弁天川	弁天川	いわき建設	いわき市	第1支団 第7分団	両岸	いわき市	平沼	平沼	平沼	500						土のう積	63	人家 田畑	
26	諏訪川	諏訪川	いわき建設	いわき市	第1支団 第7分団	両岸	いわき市	諏訪	諏訪	諏訪	800						土のう積	60	人家 田畑	
27	神白川	神白川	いわき建設	いわき市	第1支団 第1分団	両岸	いわき市	神白	神白	神白	800						土のう積	35	人家 田畑	

＜いわき建設事務所＞

重要水防区域

番 号	水 系 名	河 川 海 岸	担 当 事 務 所	担 当 管 理 団 体 名	水 防 (消 防) 分 団 名	左 岸 右 岸 の 別	位 置			評 定 基 準 種 別	堤 防			工 作 物 A (m)	工 作 物 B (m)	工 作 物 C (m)	新 規 ・ 修 繕 ・ 田 川 開 削 延 長 年 度	要 注 意 区 間 工 事 施 工 中 (m)	陸 間 等 危 険 箇 所	予 想 さ れ る 危 険 概 要	開 運 計 画 等	対 策 水 防 工 法	汎 濫 面 積 (ha)	摘 要 人 家 (戸) 田 畑 (ha) 施 設
							市 町 村	大 字	字		A (m)	B (m)	A (m)											
28	藤原川	藤原川	いわき建設	いわき市	第4支団 第2分団外	両岸	いわき市	常磐藤原町	砂子田	堤防高	2,700									溢水		土のう積	60	人家 田畑
29	藤原川	釜戸川	いわき建設	いわき市	第2支団 第6分団外	両岸	いわき市	釜戸町	水田	堤防高	1,000									溢水		土のう積	85	人家 田畑
30	藤原川	岩崎川	いわき建設	いわき市	第4支団 第3分団	両岸	いわき市	常磐西郷町	土手	堤防高	1,000									溢水	広域基幹	土のう積	30	人家 田畑
31	鉾川	鉾川	勿来土木	いわき市	第3支団 第1分団	両岸	いわき市	沼部町	御宝殿	堤防高	1,200									溢水	広域基幹	土のう積	750	人家 田畑
32	鉾川	鉾川	勿来土木	いわき市	第4支団 第5分団	左岸	いわき市	山田町	法田川原	堤防高	1,700									溢水	広域基幹	土のう積	40	人家 田畑
33	鉾川	鉾川	勿来土木	いわき市	第4支団 第4分団	右岸	いわき市	遠野町	新川原	堤防高	1,000									溢水		土のう積	20	人家 田畑
34	鉾川	鉾川	勿来土木	いわき市	第3支団 第1分団	両岸	いわき市	錦町	大島須賀	堤防高	1,700									破堤	災害復旧	土のう積	350	人家 田畑
35	鉾川	中田川	勿来土木	いわき市	第3支団 第1分団	両岸	いわき市	錦町	大島須賀	堤防高	1,500									溢水	広域基幹	土のう積	60	人家 田畑
36	鉾川	洪川	勿来土木	いわき市	第3支団 第7分団	両岸	いわき市	植田町	中央3丁目 南町2丁目	堤防高	1,600									欠壊	災害復旧	土のう積	40	人家 田畑
37	蛭田川	蛭田川	勿来土木	いわき市	第3支団 第4分団	両岸	いわき市	瀬戸町	小玉	堤防高	300									溢水		土のう積	10	人家 田畑
38	蛭田川	蛭田川	勿来土木	いわき市	第3支団 第4分団	両岸	いわき市	瀬戸町	山上	堤防高	100									溢水		土のう積	5	人家 田畑
39	蛭田川	蛭田川	勿来土木	いわき市	第3支団 第4分団	両岸	いわき市	錦町	長	堤防高	1,200									破堤	災害復旧	土のう積	60	人家 田畑
40	蛭田川	蛭田川	勿来土木	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	勿来町	須賀	堤防高	1,500									溢水		土のう積	3	人家 田畑
41	久之浜海岸	久之浜地区	いわき建設	いわき市	第7支団 第4分団	-	いわき市	久之浜地区	四沢	堤防高	2,400									破堤		土のう積	12	人家
42	四倉海岸	仁井田地区	いわき建設	いわき市	第7支団 第2分団	-	いわき市	久之浜地区	須賀	堤防高	600									破堤		土のう積	7	人家
43	平海岸	草野下地区	いわき建設	いわき市	第1支団 第2分団	-	いわき市	平下神谷	釜ノ台	堤防高	800									破堤		土のう積	20	人家
44	警城海岸	水崎地区	いわき建設	いわき市	第1支団 第1分団	-	いわき市	永崎	大平	堤防高	2,100									破堤	災害復旧	土のう積	25	人家
45	勿来海岸	岩間地区	勿来土木	いわき市	第3支団 第7分団	-	いわき市	岩間	荒屋	堤防高	1,726									破堤	災害復旧	土のう積	25	人家
46	勿来海岸	須賀地区	勿来土木	いわき市	第3支団 第1分団	-	いわき市	佐藤	須賀	堤防高	1,268									破堤	災害復旧	土のう積	14	人家
47	勿来海岸	関田地区	勿来土木	いわき市	第3支団 第3分団	-	いわき市	錦町	関田	堤防高	1,500									破堤	高潮	土のう積	45	人家
48	勿来海岸	関田地区	勿来土木	いわき市	第3支団 第3分団	-	いわき市	錦町	関田	堤防高	1,000									破堤		土のう積	7	人家
49	藤原川	矢田川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	小名浜	飯塚	工事施工 (堆砂)								3,000		溢水		土のう積	30	人家 田畑
50	大久川	大久川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	大久町	石田	工事施工 (堆砂)								3,500		溢水		土のう積	35	人家 田畑
51	仁井田川	仁井田川	いわき建設	いわき市	第4支団 第4分団	両岸	いわき市	大久町	大久町	工事施工 (堆砂)								2,000		溢水		土のう積	20	人家 田畑
52	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	三和町	夏井川	工事施工 (堆砂)								1,500		溢水		土のう積	15	人家 田畑
53	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	三和町	竹ノ内	工事施工 (堆砂)								2,000		溢水		土のう積	20	人家 田畑
54	末続川	末続川	いわき建設	いわき市	第3支団 第3分団	両岸	いわき市	久之浜	牛沼	工事施工 (堆砂)								2,000		溢水		土のう積	20	人家 田畑
55	藤原川	釜戸川	いわき建設	いわき市	第6支団 第6分団	両岸	いわき市	釜戸町	岩ヶケ	工事施工 (堆砂)								1,000		溢水		土のう積	10	人家 田畑

番 号	水系名	河川 海岸	担当 事務所	担当 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置			認定基準 種別	堤防			重要区間			予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 畑(ha) 施設					
							市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (m)	B (m)	延長	工事 施工 (m)						陸間等 危険箇所	新築・増築・田川橋	設定 年度	A (箇所)	B (箇所)
56	夏井川	荒神川	いわき建設	いわき市		両岸	小川町上平	川原下	工事施工 (堆砂)									土のう積	15	人家 畑						
57	藤原川	蔵持川	いわき建設	いわき市		両岸	藤原町下巻	小神山	工事施工 (堆砂)									土のう積	10	人家 畑						
58	藤原川	岩崎川	いわき建設	いわき市		両岸	岩崎町下巻	嘉敷家	工事施工 (堆砂)									土のう積	10	人家 畑						
59	仁井田川	高倉川	いわき建設	いわき市		両岸	高倉町玉田	一町田	工事施工 (堆砂)									土のう積	20	人家 畑						
60	夏井川	相川	いわき建設	いわき市		両岸	相川町下巻	荒田	工事施工 (堆砂)									土のう積	20	人家 畑						
61	夏井川	好間川	いわき建設	いわき市		両岸	好間町下巻	迎川原	工事施工 (堆砂)									土のう積	10	人家 畑						
62	鮫川	上遠野川	いわき土木	いわき市		両岸	好間町北野	常平	工事施工 (堆砂)									土のう積	30	人家 畑						
63	鮫川	入遠野川	いわき土木	いわき市		両岸	遠野町根岸	大反田	工事施工 (堆砂)									土のう積	40	人家 畑						
64	鮫川	入遠野川	いわき土木	いわき市		両岸	遠野町上巻	曲藤	工事施工 (堆砂)									土のう積	20	人家 畑						
65	鮫川	余木田川	いわき土木	いわき市		両岸	遠野町入巻	有実	工事施工 (堆砂)									土のう積	40	人家 畑						
66	蛭田川	蛭田川	いわき土木	いわき市		両岸	山田町	東作	工事施工 (堆砂)									土のう積	10	人家 畑						
67	鮫川	山田川	いわき土木	いわき市		両岸	山田町	四沢作田	工事施工 (堆砂)									土のう積	50	人家 畑						
68	鮫川	上遠野川	いわき土木	いわき市		両岸	遠野町上巻	窪根	工事施工 (堆砂)									土のう積	30	人家 畑						
69	鮫川	上遠野川	いわき土木	いわき市		両岸	遠野町上巻	土橋	工事施工 (堆砂)									土のう積	2	人家 畑						
計	河川	海岸	事務所	団体	分団															4,288	人家 畑					
			8	37	7															155	()は箇所数					

重要水防区域

重要水防区域																	
番号	海岸名	地区・地先 海岸名	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置		評定基準 種別	堤防		工事 施工 中 (m)	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設
							市町村	大字		字	A (m)						
1	真野川瀬港海岸	南吉田地区海岸	相馬港湾	南相馬市	南相馬市 消防分団第2分団 消防分団第1分団第3班	-	南相馬市	二ツ沼	掘	1,160			破堤		捨ブロック 土のう積	64	人家 田畑 人家
2	真野川瀬港海岸	島崎地区海岸	相馬港湾	南相馬市	相馬市 消防分団第5班 消防分団第7班	-	南相馬市	町	掘	900			破堤	環	捨ブロック 土のう積	61	人家 田畑 人家
合計										1,160 (1)	900 (1)					125	()は箇所数

重要水防区域																	
番号	海岸名	地区・地先 海岸名	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置		評定基準 種別	堤防		工事 施工 中 (m)	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設
							市町村	大字		字	A (m)						
1	四倉漁港海岸	田之郷地区海岸	小名浜港湾	いわき市	第7支団 第4分団	-	いわき市	浜川	掘	481			破堤		土のう積	4	人家 人家
2	豊間漁港海岸	薄磯地区海岸	小名浜港湾	いわき市	第1支団 第7分団	-	いわき市	中街	掘	900			破堤		土のう積	15	人家 人家
3	勿来漁港海岸	九面地区海岸	小名浜港湾	いわき市	第3支団 第3分団	-	いわき市	坂下	掘	100 (3)			破堤		土のう積	1	人家 人家
合計										1,481 (3)						20	()は箇所数

重要水防区域																	
番号	海岸名	地区・地先 海岸名	担当 事務所	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 の別	位置		評定基準 種別	堤防		工事 施工 中 (m)	予想さ れる危 険概要	関連計画等	対策水防工 法	氾濫面積 (ha)	摘要 人家(戸) 田畑(ha) 施設
							市町村	大字		字	A (m)						
合計	460	箇所	248	河川						216,360 (174)	89,710 (106)					12,191 (191)	()は箇所数
計	19	箇所	18	海岸						12,864 (9)	8,851 (10)	215,185 (5)				460 (5)	

県指定 洪水予報河川・水位周知河川 設定水位一覧

洪水予報河川

河川名	観測所名	避難判断水位	はん濫危険水位	所管事務所名	ホットライン実施事務所名	市町村名
夏井川	小川水位観測所	3.00 m	3.75 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
	鎌田水位観測所	6.35 m	7.00 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
新田川	原町水位観測所	2.70 m	2.96 m	相双建設事務所	相双建設事務所	南相馬市
宇多川	中村水位観測所	2.70 m	3.40 m	相双建設事務所	相双建設事務所	相馬市
計 3河川	4観測所			2事務所	2事務所	3市町村

水位周知河川

河川名	観測所名	避難判断水位	はん濫危険水位	所管事務所名	ホットライン実施事務所名	市町村名
松川	清水水位観測所	3.60 m	3.85 m	県北建設事務所	県北建設事務所	福島市
阿武隈川	玉城橋水位観測所	5.20 m	6.10 m	須賀川土木事務所	須賀川土木事務所	鏡石町
					県南建設事務所	矢吹町
					石川土木事務所	玉川村
	白河水位観測所	3.00 m	3.50 m	県南建設事務所	県南建設事務所	西郷村
						白河市
	滑津水位観測所	3.00 m	3.50 m	県南建設事務所	県南建設事務所	白河市
泉崎村						
中島村						
				石川土木事務所	矢吹町	
				石川土木事務所	石川町	
积迦堂川	西川水位観測所	4.90 m	5.70 m	須賀川土木事務所	須賀川土木事務所	須賀川市
逢瀬川	富田水位観測所	3.00 m	3.60 m	県中建設事務所	県中建設事務所	郡山市
今出川	石川水位観測所	3.10 m	3.90 m	石川土木事務所	石川土木事務所	石川町

水位周知河川

河川名	観測所名	避難判断水位	はん濫危険水位	所管事務所名	ホットライン実施事務所名	市町村名
大滝根川	中島水位観測所	3.50 m	4.20 m	三春土木事務所	三春土木事務所	田村市
右支夏井川	小野新町水位観測所	3.10 m	3.40 m	三春土木事務所	三春土木事務所	小野町
社川	中寺水位観測所	2.90 m	3.20 m	県南建設事務所	県南建設事務所	白河市
	社川水位観測所	3.00 m	3.20 m	県南建設事務所	県南建設事務所	白河市
					棚倉土木事務所	棚倉町
					石川土木事務所	浅川町
	福貴作水位観測所	3.30 m	3.50 m	石川土木事務所	県南建設事務所	白河市
					棚倉土木事務所	棚倉町
					石川土木事務所	浅川町
石川町						
久慈川	大町水位観測所	3.50 m	4.50 m	棚倉土木事務所	棚倉土木事務所	棚倉町
					埴町	
	滝ノ沢雨量水位観測所	3.00 m	3.93 m	棚倉土木事務所	棚倉土木事務所	埴町
					矢祭町	
湯川	湯川橋水位観測所	1.90 m	2.50 m	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	会津若松市
宮川	高田雨量水位観測所	2.10 m	2.73 m	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	会津若松市
						会津美里町
						会津坂下町
田付川	高吉水位観測所	1.70 m	2.13 m	喜多方建設事務所	喜多方建設事務所	喜多方市
長瀬川	新堀向水位観測所	2.50 m	2.77 m	猪苗代土木事務所	猪苗代土木事務所	猪苗代町
	月輪水位観測所	3.80 m	4.80 m	猪苗代土木事務所	猪苗代土木事務所	猪苗代町
伊南川	浜野雨量水位観測所	4.00 m	4.53 m	山口土木事務所	山口土木事務所	南会津町
	山口水位観測所	3.80 m	5.10 m	山口土木事務所	山口土木事務所	南会津町
					只見町	
楢戸水位観測所	3.70 m	5.00 m	山口土木事務所	山口土木事務所	只見町	

水位周知河川

河川名	観測所名	避難判断水位	はん濫危険水位	所管事務所名	ホットライン実施事務所名	市町村名
小泉川	高池水位観測所	2.20 m	2.56 m	相双建設事務所	相双建設事務所	相馬市
真野川	水防小島田堰観測所	3.90 m	4.60 m	相双建設事務所	相双建設事務所	南相馬市
小高川	小高水位観測所	2.90 m	3.41 m	相双建設事務所	相双建設事務所	南相馬市
請戸川	請戸雨量水位観測所	4.20 m	4.62 m	富岡土木事務所	富岡土木事務所	浪江町
高瀬川	高瀬水位観測所	3.40 m	4.21 m	富岡土木事務所	富岡土木事務所	浪江町
富岡川	富岡水位観測所	3.70 m	4.10 m	富岡土木事務所	富岡土木事務所	富岡町
仁井田川	戸田水位観測所	3.10 m	3.54 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
新川	梅本水位観測所	4.50 m	5.39 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
好間川	好間水位観測所	2.60 m	3.43 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
藤原川	下船尾水位観測所	3.40 m	3.86 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
	南富岡水位観測所	3.40 m	3.74 m	いわき建設事務所	いわき建設事務所	いわき市
鮫川	松原水位観測所	4.70 m	5.34 m	勿来土木事務所	いわき建設事務所	いわき市
蛭田川	久保田水位観測所	2.60 m	3.16 m	勿来土木事務所	いわき建設事務所	いわき市
計 26 河川	35 観測所			15 事務所	14 事務所	29 市町村

第3節 水位周知

国土交通大臣、または都道府県知事は、洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第13条の規定により避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、周知する。

なお、水位周知する指定河川は以下のとおりである。（空欄の河川は未指定）

1 国土交通大臣指定河川（発表パターン文：P-272～273）

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
日橋川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	南大橋水位観測所	3.50m (T.P. 175.26m)	堂島橋 (左岸) から 阿賀川合流点
					堂島橋 (右岸) から 阿賀川合流点
湯川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	新湯川水位観測所	2.60m (T.P. 208.1m)	(左岸) 会津若松市御旗町八番三十二地先 から 阿賀川合流点
					(右岸) 会津若松市緑町二番十六地先 から 阿賀川合流点
釈迦堂川	福島河川国道事務所	須賀川市	西川水位観測所(国)	4.50m (T.P. 238.898m)	国道4号 (左岸) (釈迦堂橋) から 中宿橋
					国道4号 (右岸) (釈迦堂橋) から 中宿橋

2 福島県知事指定河川（発表パターン文：P-274）

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
松川	県北建設	福島市	清水水位観測所	3.60m (T.P. 84.200m)	(左岸) 福島市北沢又字上並松地内 (上松川橋) から 福島市北沢又字川寒下河原地内 (川寒橋)
					(右岸) 福島市泉字清水ヶ丘地内 (上松川橋) から 福島市御山字松川原地内 (JR東北本線 阿武隈急行線 第2松川橋梁)
				(T.P. . m m)	(左岸) から
					(右岸) から

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
右支夏井川	三春 土木	小野町	小野新町 水位観測所	3.10m (T. P. 429. 60m)	小野町大字夏井字川除 (左岸) (夏井川合流点) から 小野町大字飯豊字坂東内前 (坂東内橋)
					小野町大字夏井字川除 (右岸) (夏井川合流点) から 小野町大字飯豊字落合 (坂東内橋)
社川	県南 建設	白河市	中寺水位 観測所	2.90m (T. P. 325. 10m)	白河市表郷金山字横川 (左岸) (横川橋) から 白河市表郷深渡戸字川田 (童里夢橋)
					白河市表郷金山字横川 (右岸) (横川橋) から 白河市表郷下羽原字八斗蒔 (童里夢橋)
		白河市 棚倉町 浅川町	社川水位 観測所	3.00m (T. P. 312. 20m)	白河市表郷深渡戸字川田 (左岸) (童里夢橋) から 東白川郡棚倉町大字一色字栗ノ木 (滑川橋)
					白河市表郷下羽原字八斗蒔 (右岸) (童里夢橋) から 東白川郡棚倉町大字一色字通段 (滑川橋)
	石川 土木	白河市 棚倉町 浅川町 石川町	福貴作水位 観測所	3.30m (T. P. 282. 79m)	東白川郡棚倉町大字一色字栗ノ木 (左岸) (滑川橋) から 石川郡石川町大字沢井字川井 (今出川合流点)
					東白川郡棚倉町大字一色字通段 (右岸) (滑川橋) から 石川郡石川町大字猫啼 (今出川合流点)
久慈川	棚倉 土木	棚倉町 塙町	大町水位 観測所	3.50 m (T. P. 190. 75m)	東白川郡塙町大字塙字松岡 (左岸) (松岡橋) から 東白川郡塙町大字塙字柳町 (川上川合流点)
					東白川郡棚倉町大字八槻字松岡 (右岸) (松岡橋) から 東白川郡塙町大字台宿字下川原 (川上川合流点)
		塙町 矢祭町	滝ノ沢 雨量水位 観測所	3.00 m (T. P. 155. 70m)	東白川郡塙町大字塙字桜木町 (左岸) (川上川合流点) から 東白川郡矢祭町大字関岡字下小坂 (新山下橋)
					東白川郡塙町大字台宿字下川原 (右岸) (川上川合流点) から 東白川郡矢祭町大字山下字下河原 (新夢想橋)
湯川	会津若松 建設	会津若松市	湯川橋水位 観測所	1.50m (T. P. 212. 70m)	会津若松市花見ヶ丘二丁目 (左岸) (新田橋) から 会津若松市御旗町 (直轄境)
					会津若松市宝町 (右岸) (新田橋) から 会津若松市緑町 (直轄境)
宮川	会津若松 建設	会津美里町 会津若松市 会津坂下町	高田雨量 水位観測所	2.10m (T. P. 236. 10m)	会津美里町字外川原甲 (左岸) (中川橋) から 阿賀川合流点
					会津美里町字外川原甲 (右岸) (中川橋) から 阿賀川合流点

⑩ 湯 川

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
会津若松建設事務所長	会津若松市長			危機管理課	0242(39)1227		0242(26)6435		
河川名	区 間								
湯 川	左岸 会津若松市花見ヶ丘二丁目 (新田橋) から 会津若松市御旗町 (国直轄境) 右岸 会津若松市宝町 (新田橋) から 会津若松市緑町 (国直轄境)								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (計画水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	湯川橋水位	会津若松市湯川町		テレメーター	0.90 m	1.40 m	3.00 m	1.80 m	300
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	湯川橋水位	水位0.90m に達し、はん 濫注意水 位以上に達 すると思わ れるとき	水位0.90m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位がはん 濫注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

⑪ 宮 川

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
会津若松建設事務所長	会津美里町長			くらし安心課	0242(55)1119		0242(54)7710		
	会津若松市長		危機管理課	0242(39)1227		0242(26)6435			
	会津坂下町長		総務部情報防災班	0242(84)1533		0242(83)1361			
河川名	区 間								
宮 川	左岸 大沼郡会津美里町松岸字川原 (松岸橋) から 阿賀川合流点 まで 右岸 大沼郡会津美里町旭杉原字大上 (松岸橋) から 阿賀川合流点 まで								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (計画水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	高田雨量水位	大沼郡会津美里町永井野字下川原		テレメーター	1.20 m	2.00 m	3.00 m	2.73 m	451
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	高田雨量水位	水位1.20m に達し、はん 濫注意水 位以上に達 すると思わ れるとき	水位1.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.00m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位がはん 濫注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する		

③ 阿賀川（日橋川、湯川） （発表パターン文 P-276）

発表担当者	阿賀河川事務所	受報担当者	福島県水防本部長	電話	阿賀河川事務所 TEL:0242-26-6487 マイクロ:723-331, 334, 335 FAX:0242-26-0526
-------	---------	-------	----------	----	--

河川名	区	間
阿賀川 (幹川)	左岸 福島県大沼郡会津美里町穂馬字井戸川乙538番地の2地先（馬越堰堤） 福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14地先 右岸 福島県喜多方市山都町小舟寺字中崎乙の2538番の2地先	から まで
日橋川 (支川)	左岸 福島県会津若松市河東町福島字築前甲2341番の1地先 右岸 福島県喜多方市塩川町金橋字礫の宮38番の2地先（堂島橋） 幹川合流点まで	から まで
湯川 (支川)	左岸 福島県会津若松市御旗町八番の三十二地先 右岸 福島県会津若松市緑町二番の十六地先 幹川合流点まで	から まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (計画水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)	計画洪水量 (m ³ /S)
	馬越	大沼郡会津美里町馬越	テレメーター	3.40m	3.90m	8.60m	6.60m	2,900
宮古	河沼郡会津坂下町大字宮古	テレメーター	1.50m	2.00m	5.19m	5.19m	3,900	
山科	喜多方市慶徳町大字山科	テレメーター	1.80m	2.70m	7.83m	7.70m	4,800	
南大橋(日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	テレメーター	2.60m	3.20m	5.37m	4.60m	900	
新湯川	会津若松市御旗町	テレメーター	1.80m	2.30m	3.51m	3.10m	300	

水防警報の範囲	種類	内容	発令基準
	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められる時。 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（警戒水位）以上に上昇する恐れがあるときでははん濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前とする。
	解除	水防活動の終了を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき、但しはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	状況	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜、河川の状況を通知する。

⑩ 湯 川

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
会津若松建設事務所長	会津若松市長				危機管理課	0242(39)1227		0242(26)6435	
河川名	区 間								
湯 川	左岸 会津若松市花見ヶ丘二丁目 (新田橋) から 会津若松市御旗町 (国直轄境) 右岸 会津若松市宝町 (新田橋) から 会津若松市緑町 (国直轄境)								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (計画水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	湯川橋水位	会津若松市湯川町		レメーター	0.90 m	1.40 m	3.00 m	1.80 m	300
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	湯川橋水位	水位0.90m に達し、はん 濫注意水 位以上に達 すると思わ れるとき	水位0.90m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位がはん 濫注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を知する		

⑪ 宮 川

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電 話		F A X		
会津若松建設事務所長	会津美里町長				くらし安心課	0242(55)1119		0242(54)7710	
	会津若松市長			危機管理課	0242(39)1227		0242(26)6435		
	会津坂下町長			総務部情報防災班	0242(84)1533		0242(83)1361		
河川名	区 間								
宮 川	左岸 大沼郡会津美里町松岸字川原 (松岸橋) から 阿賀川合流点 まで 右岸 大沼郡会津美里町旭杉原字大上 (松岸橋) から 阿賀川合流点 まで								
水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地 先 名		種 別	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (計画水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m^3/s)
	高田雨量水位	大沼郡会津美里町永井野字下川原		レメーター	1.20 m	2.00 m	3.00 m	2.73 m	451
水防警報の 範 囲	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位		その他特に 必要な事項	
	高田雨量水位	水位1.20m に達し、はん 濫注意水 位以上に達 すると思わ れるとき	水位1.40m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位2.00m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位がはん 濫注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を知する		

【決裁情報欄】

役職	支部長	副支部長	副支部長	班長	班長	班長	起案者
決裁者名 (本人・代理)							
確認	(直接・TEL)	(直接・TEL)	(直接・TEL)	(直接・TEL)	(直接・TEL)	(直接・TEL)	

阿賀川・日橋川・湯川 水防警報 第 号

平成 年 月 日 時 分
国土交通省 阿賀川河川事務所 発表

起案文 該当	区 番	基準水位観測所 【地先名】	馬越 【会津美里町穂馬】	宮古 【会津坂下町大字 宮古】	山科 【喜多方市慶徳町 大字山科】	南大橋 【喜多方市塩川町 沼尻】	新湯川 【会津若松市御旗町】		
		発表内容 (発表済・日時)	()	()	()	()	()	()	()
準備	出動	状況	解除	水防団待機水位 3.40m 1.50m 1.80m 2.60m 1.80m (指定水位) はん濫注意水位 3.90m 2.00m 2.70m 3.20m 2.30m (警戒水位) 避難判断水位 5.00m 4.00m 6.30m 3.50m 2.80m (特別警戒水位) はん濫危険水位 6.80m 5.19m 7.70m 4.60m 3.10m (危険水位)					
○	○	○	○	1 (台風 号 低気圧 前線) の (接近・通過・活動・停滞) による (雨・大雨) は、 降り始めの 日 時から 日 時までに、 で、 ミリです。					
○	○	○	○	2 現在、雨は、(強く降り続いています。小降りになりました。やんでいきます。) この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。					
○	○	○	○	3 基準観測所における 日 時 分の水位は、					
○	○	○	○	観測所	水位	増減の状況	基準水位の超過状況	最高水位	
				馬越	m	(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険) 水位を(超過して・下回って)います。	日 時 分頃	
				宮古	m	(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険) 水位を(超過して・下回って)います。	日 時 分頃	
				山科	m	(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険) 水位を(超過して・下回って)います。	日 時 分頃	
				南大橋	m	(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険) 水位を(超過して・下回って)います。	日 時 分頃	
				新湯川	m	(急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険) 水位を(超過して・下回って)います。	日 時 分頃	
○	○	○	○	阿賀川洪水(注意報・情報・警報)によれば、 日 時の予測水位は、					
				観測所	水位	増減	基準水位の超過	最高水位	
				馬越	m程度	(急上昇・上昇・横ばい・下降)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険)水位を(超過する・下回る)(恐れがあります・見込みです)。	日 時に m程度	
				宮古	m程度	(急上昇・上昇・横ばい・下降)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険)水位を(超過する・下回る)(恐れがあります・見込みです)。	日 時に m程度	
				山科	m程度	(急上昇・上昇・横ばい・下降)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険)水位を(超過する・下回る)(恐れがあります・見込みです)。	日 時に m程度	
				南大橋	m程度	(急上昇・上昇・横ばい・下降)	(水防団待機・はん濫注意・避難判断・はん濫危険)水位を(超過する・下回る)(恐れがあります・見込みです)。	日 時に m程度	
○	○	○	○	6 (馬越・宮古・山科・南大橋・新湯川)地点では、高い水位が続く恐れがあります。					
				7 (馬越・宮古・山科・南大橋・新湯川)地点では、少しずつ下がっていますが、再び上がる恐れがあります。					
				8 (馬越・宮古・山科・南大橋・新湯川)地点では、水位は今後次第に下がるものと予想されます。					
				9 (馬越・宮古・山科・南大橋・新湯川)地点では、まもなくはん濫危険水位より低くなるものと予想されます。					
				10 (地先の) 堤防は、 が起こりやすい状態になりました。					
				11 (地先の) 堤防の低い所では、越水する恐れがあります。					
○	○	○	○	12 による被害が起こる恐れがあります。					
				13 はまだ されていませんので、					
				14 地先の は特に危険です。					
				15 地先の に が発生しました。					
				16 上流で が流れました。					
				○	○	○	○	馬越	・ ①水防機関は、出動の準備をして下さい。 ・ ②水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。
宮古	・ ③水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒してください。								
山科	・ ④水防機関は、出動し、危険個所の早期水防を行って下さい。								
南大橋	・ ⑤水防機関は、出動体制を強化して下さい。								
新湯川	・ ⑥水防機関は、出動人員を増やして水防活動を行って下さい。 ・ ⑦水防機関は、今後の状況により、いつでも出動できるように準備して下さい。 ・ ⑧水防機関は、厳重に警戒して下さい。								
地区の	・ ⑨(水防活動を必要とする状況は解消した・洪水による危険は一応去った)ものと認められます。 ・ ⑩水防警報を解除します。 ・ ⑪ (なお、ただし)、 ・ ⑫水防機関は、今後の出水状況に応じて出動人員を増やして下さい。 ・ ⑬水防機関は、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。 ・ ⑭水防機関は、被害のあった所は応急復旧を続けて下さい。 ・ ⑮								

【問い合わせ先】 国土交通省 阿賀川河川事務所 管理課 0242-26-6441(内線334)

【伝達確認欄】

通知先	本局河川管理課	福島県河川整備管理グループ	北会津(出)	塩川(出)	大川ダム	河川情報センター	阿賀野川
FAX	M84-3797	M82-779-43	M6140	M6240	M6340	M718-60,61	M726-359
電話番号	M84-3776	M82-779-21	M6131	M6231	M6350~6357	M718-26,29	M726-354
通報者							
受報者							
時刻							

通知先	会津若松市	喜多方市	会津美里町	会津坂下町	湯川村	会津若松建設事務所	喜多方建設事務所
FAX							
電話番号							
通報者							
受報者							
時刻							

○ 水 防 法

昭和24年 6月 4日
法律 第 193号
平成17年 5月 2日
法律 第 37号
平成23年12月27日
法律 第 124号
平成27年 5月20日
法律 第 22号
最終改正 平成29年 6月19日
法律 第 31号

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

- 第二条** この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市長村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市長村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市長村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市長村にあつては消防長を、消防本部を置かない市長村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続

するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置く事ができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは傷害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前頁の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員、は関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で

定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、

その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次頁において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ち

に当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通

省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に

建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街

等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の四** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

- 第十五条の五** 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

- 第十五条の六** 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省

令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この

条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定を

しようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のために出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の

障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができ

る。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必

要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市長村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市長村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市長村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市長村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市長村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、

負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、当該水防管理団対は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市長村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、

六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号）抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月八日法律第一六三号）抄
（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で制令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和三七年六月二三日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄
（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市長村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施

行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについて同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年六月一三日法律第四六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定に

より都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関しては必要な経過措置は政令で定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号抄）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から実施する。

附則（平成二二年十一月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定める。

附則（平成二三年一月一四日法律第一二四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年六月一二日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二五年六月一四日法律四四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条、（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二—第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年十一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区

域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。) とあるのは「浸水想定区域」と同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新防水法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

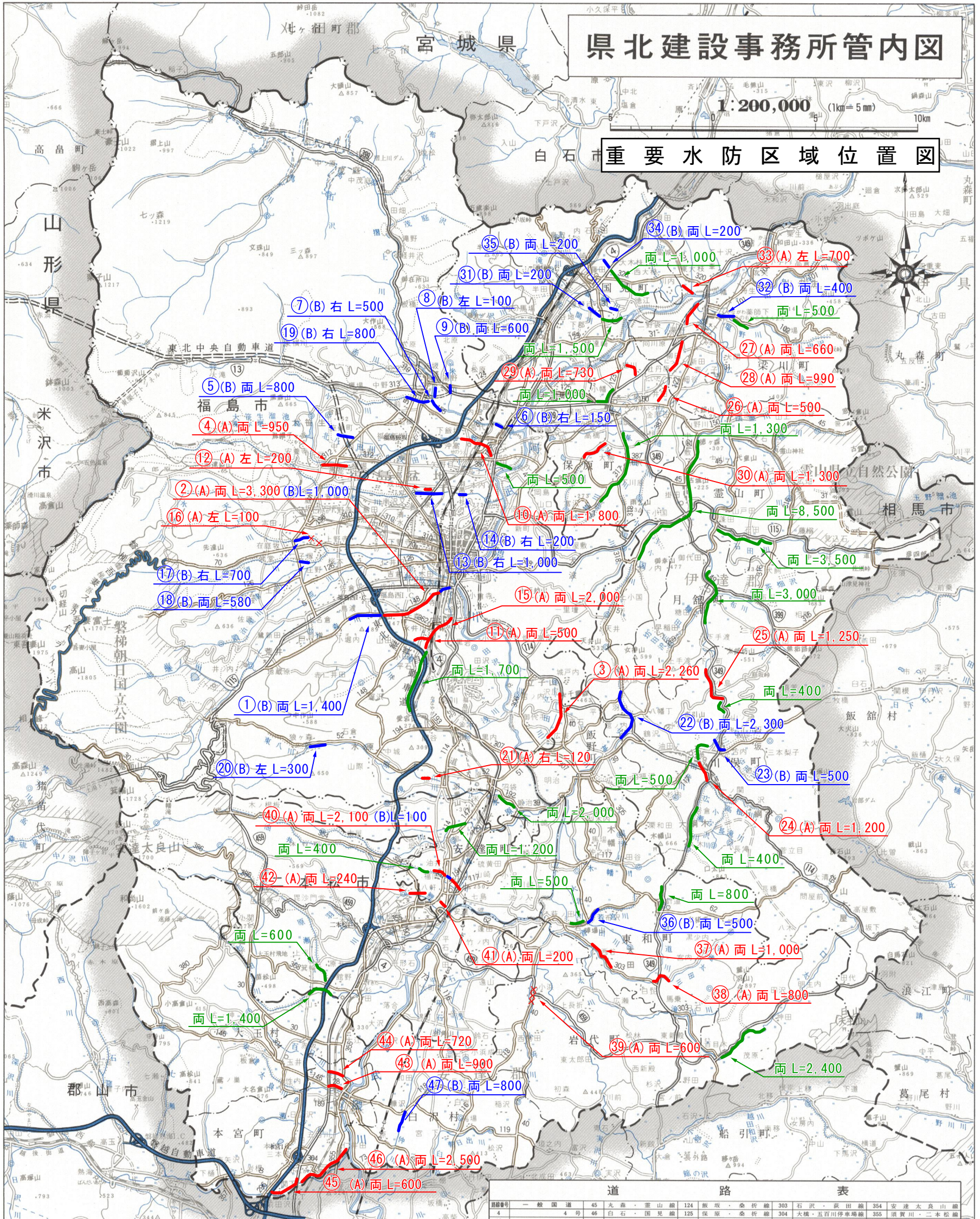
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

県北建設事務所管内図

1:200,000 (1km=5mm)

重要水防区域位置図



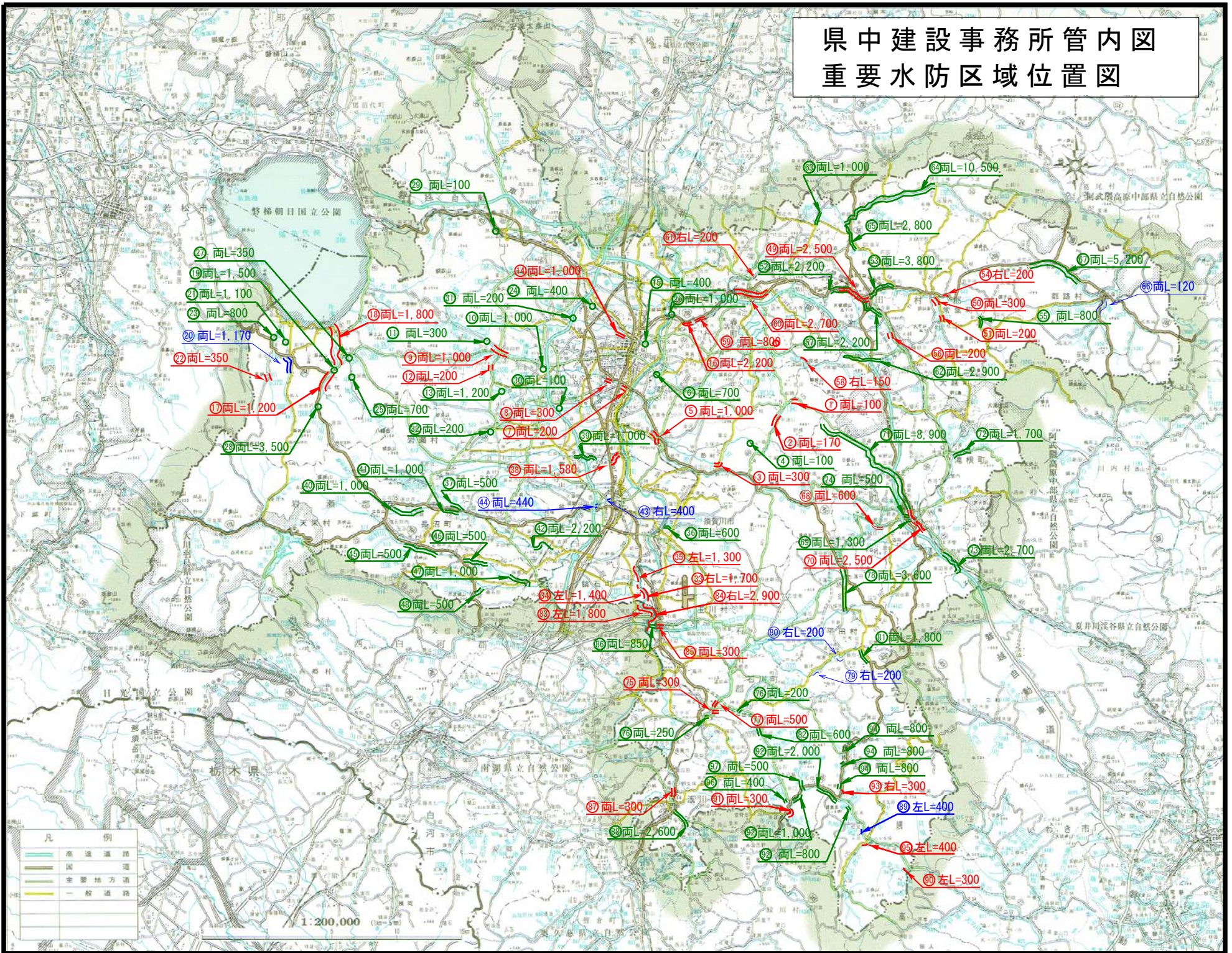
河川表

No.	河川名	No.	河川名	No.	河川名
1	阿武隈川水系	12	榑田川	25	産ヶ沢川
2	山手川	13	三石川	26	榑上川
3	広瀬川	14	田代川	27	米川
4	湯野川	15	高根川	28	小川
5	依通川	16	長瀬川	29	赤川
6	小国川	17	小谷沢川	30	大深谷沢
7	上小国川	18	滝川	31	白根沢
8	碓氷川	19	牛沢川	32	叶堂沢
9	大石川	20	上桑川	33	鳥居川
10	石田川	21	佐久間川	34	中津川
11	布川	22	菅野川	35	新川
12	榑田川	23	東根川	36	八反田川
13	三石川	24	古川	37	北八反田川
14	田代川	25	産ヶ沢川	38	松川
15	高根川	26	榑上川	39	くさみ川
16	長瀬川	27	米川	40	荒川
17	小谷沢川	28	小川	41	新川放水路
18	滝川	29	赤川	42	須川
19	大深谷沢	30	大深谷沢	43	天戸川
20	白根沢	31	白根沢	44	新治屋川
21	叶堂沢	32	叶堂沢	45	白津川
22	鳥居川	33	鳥居川	46	塩ノ川
23	中津川	34	中津川	47	新川
24	新川	35	新川	48	湯川
25	八反田川	36	八反田川	49	大森川
26	北八反田川	37	北八反田川	50	平田川
27	松川	38	松川	51	入川
28	くさみ川	39	くさみ川	52	田沢川
29	荒川	40	荒川	53	下沢川
30	新川放水路	41	新川放水路	54	立田川
31	天戸川	42	天戸川	55	水原川
32	須川	43	須川	56	弘川
33	天戸川	44	天戸川	57	湯川
34	新治屋川	45	新治屋川	58	山ノ入川
35	白津川	46	白津川	59	境川
36	塩ノ川	47	塩ノ川	60	女神川
37	新川	48	新川	61	木幡川
38	湯川	49	湯川	62	温井川
39	大森川	50	大森川	63	若宮川
40	平田川	51	平田川	64	菅田川
41	入川	52	入川	65	大北川
42	田沢川	53	田沢川	66	移川
43	下沢川	54	下沢川	67	口太川
44	立田川	55	立田川	68	滝山川
45	水原川	56	水原川	69	安達太田川
46	弘川	57	弘川	70	針道川
47	湯川	58	湯川	71	小浜川
48	山ノ入川	59	山ノ入川	72	浅川
49	境川	60	境川	73	平石川
50	女神川	61	女神川	74	油井川
51	木幡川	62	木幡川	75	湯川
52	温井川	63	温井川	76	朝日出川
53	若宮川	64	若宮川	77	六角川
54	菅田川	65	菅田川	78	羽石川
55	大北川	66	大北川	79	榑田川
56	移川	67	移川	80	原瀬川
57	口太川	68	口太川	81	百日川
58	滝山川	69	滝山川	82	安達太田川
59	安達太田川	70	安達太田川	83	瀬戸川
60	針道川	71	針道川	84	五百川
61	小浜川	72	小浜川	85	七瀬川
62	浅川	73	浅川	86	仲川
63	平石川	74	平石川	87	白岩川
64	油井川	75	油井川	88	朝日出川
65	湯川	76	湯川	89	朝日出川
66	朝日出川	77	朝日出川	90	朝日出川
67	六角川	78	六角川	91	六角川
68	羽石川	79	羽石川	92	羽石川
69	榑田川	80	榑田川	93	榑田川
70	原瀬川	81	原瀬川	94	原瀬川
71	百日川	82	百日川	95	百日川
72	安達太田川	83	安達太田川	96	安達太田川
73	瀬戸川	84	瀬戸川	97	瀬戸川
74	五百川	85	五百川	98	五百川
75	七瀬川	86	七瀬川	99	七瀬川
76	仲川	87	仲川	100	仲川
77	白岩川	88	白岩川	101	白岩川
78	朝日出川	89	朝日出川	102	朝日出川
79	朝日出川	90	朝日出川	103	朝日出川
80	朝日出川	91	朝日出川	104	朝日出川
81	朝日出川	92	朝日出川	105	朝日出川
82	朝日出川	93	朝日出川	106	朝日出川
83	朝日出川	94	朝日出川	107	朝日出川
84	朝日出川	95	朝日出川	108	朝日出川
85	朝日出川	96	朝日出川	109	朝日出川
86	朝日出川	97	朝日出川	110	朝日出川
87	朝日出川	98	朝日出川	111	朝日出川
88	朝日出川	99	朝日出川	112	朝日出川
89	朝日出川	100	朝日出川	113	朝日出川
90	朝日出川	101	朝日出川	114	朝日出川
91	朝日出川	102	朝日出川	115	朝日出川
92	朝日出川	103	朝日出川	116	朝日出川
93	朝日出川	104	朝日出川	117	朝日出川
94	朝日出川	105	朝日出川	118	朝日出川
95	朝日出川	106	朝日出川	119	朝日出川
96	朝日出川	107	朝日出川	120	朝日出川
97	朝日出川	108	朝日出川	121	朝日出川
98	朝日出川	109	朝日出川	122	朝日出川
99	朝日出川	110	朝日出川	123	朝日出川
100	朝日出川	111	朝日出川	124	朝日出川

道路表

路線番号	道名	路線番号	道名	路線番号	道名
4	一般国道	45	丸森・霊山線	124	飯坂・桑折線
13	一般国道	46	白石・霊山線	125	飯坂・桑折線
114	一般国道	51	霊山・松川線	126	福島・飯坂線
113	一般国道	52	土湯温泉線	129	二本松・安達線
115	一般国道	62	原町・二本松線	146	石巻・本宮線
349	一般国道	70	福島・吾妻・東磐梯線	147	松川・流川線
399	一般国道	73	二本松・金原線	148	水原・福島線
459	一般国道	99	伊達・霊山線	149	月館・福島線
101	一般県道	150	飯坂・瀬ノ上線	155	伊達・霊山線
3	福島・飯坂線	102	平松・梁川線	189	本宮停車場線
4	福島・飯坂線	104	川前・梁川線	190	二本松停車場線
5	上名倉・飯坂・伊達線	107	赤井畑・国見線	191	安達停車場線
8	福島・飯坂線	114	福島・安達線	192	松川停車場・戸ノ内線
12	原町・川俣線	116	二本松・三春線	193	松川停車場線
30	本宮・土湯温泉線	118	本宮・岩代線	194	金谷川停車場線
31	浪江・国見線	119	本宮・岩代線	197	東福島停車場線
39	川俣・安達線	122	梁川・霊山線	269	月館・川俣線
40	飯野・三春・石川線	123	飯野・伊達線	296	飯野・郡山線
303	石沢・栗田線	354	安達太良山線	304	大橋・五百川停車場線
304	大橋・五百川停車場線	355	須賀川・二本松線	305	木幡・飯野線
305	木幡・飯野線	357	岩根・日和田線	306	大沢・広表線
306	大沢・広表線	358	南福島停車場線	307	福島・飯野線
307	福島・飯野線	368	馬場平・杉田線	308	山口・渡利線
308	山口・渡利線	373	福島停車場線	309	岡部・渡利線
309	岡部・渡利線	380	岳温泉・大玉線	310	庭坂・福島線
310	庭坂・福島線	386	岳温泉線	311	八島田・笹木野停車場線
311	八島田・笹木野停車場線	387	飯坂・保原線	312	折戸・笹谷線
312	折戸・笹谷線	313	中野・町町線	313	中野・町町線
313	中野・町町線	314	東湯野・寺屋敷線	314	東湯野・寺屋敷線
314	東湯野・寺屋敷線	315	白石・月館線	315	白石・月館線
315	白石・月館線	316	広畑・月館線	316	広畑・月館線
316	広畑・月館線	317	山口・保原線	317	山口・保原線
317	山口・保原線	318	上小国・下川線	318	上小国・下川線
318	上小国・下川線	319	穴原・十網線	319	穴原・十網線
319	穴原・十網線	320	五十沢・国見線	320	五十沢・国見線
320	五十沢・国見線	321	大枝・貝田線	321	大枝・貝田線
321	大枝・貝田線	322	月館・川俣線	322	月館・川俣線
322	月館・川俣線	323	飯野・郡山線	323	飯野・郡山線
323	飯野・郡山線	324	飯野・郡山線	324	飯野・郡山線
324	飯野・郡山線	325	飯野・郡山線	325	飯野・郡山線
325	飯野・郡山線	326	飯野・郡山線	326	飯野・郡山線
326	飯野・郡山線	327	飯野・郡山線	327	飯野・郡山線
327	飯野・郡山線	328	飯野・郡山線	328	飯野・郡山線
328	飯野・郡山線	329	飯野・郡山線	329	飯野・郡山線
329	飯野・郡山線	330	飯野・郡山線	330	飯野・郡山線
330	飯野・郡山線	331	飯野・郡山線	331	飯野・郡山線
331	飯野・郡山線	332	飯野・郡山線	332	飯野・郡山線
332	飯野・郡山線	333	飯野・郡山線	333	飯野・郡山線
333	飯野・郡山線	334	飯野・郡山線	334	飯野・郡山線
334	飯野・郡山線	335	飯野・郡山線	335	飯野・郡山線
335	飯野・郡山線	336	飯野・郡山線	336	飯野・郡山線
336	飯野・郡山線	337	飯野・郡山線	337	飯野・郡山線
337	飯野・郡山線	338	飯野・郡山線	338	飯野・郡山線
338	飯野・郡山線	339	飯野・郡山線	339	飯野・郡山線
339	飯野・郡山線	340	飯野・郡山線	340	飯野・郡山線
340	飯野・郡山線	341	飯野・郡山線	341	飯野・郡山線
341	飯野・郡山線	342	飯野・郡山線	342	飯野・郡山線
342	飯野・郡山線	343	飯野・郡山線	343	飯野・郡山線
343	飯野・郡山線	344	飯野・郡山線	344	飯野・郡山線
344	飯野・郡山線	345	飯野・郡山線	345	飯野・郡山線
345	飯野・郡山線	346	飯野・郡山線	346	飯野・郡山線
346	飯野・郡山線	347	飯野・郡山線	347	飯野・郡山線
347	飯野・郡山線	348	飯野・郡山線	348	飯野・郡山線
348	飯野・郡山線	349	飯野・郡山線	349	飯野・郡山線
349	飯野・郡山線	350	飯野・郡山線	350	飯野・郡山線
350	飯野・郡山線	351	飯野・郡山線	351	飯野・郡山線
351	飯野・郡山線	352	飯野・郡山線	352	飯野・郡山線
352	飯野・郡山線	353	飯野・郡山線	353	飯野・郡山線
353	飯野・郡山線	354	飯野・郡山線	354	飯野・郡山線
354	飯野・郡山線	355	飯野・郡山線	355	飯野・郡山線
355	飯野・郡山線	356	飯野・郡山線	356	飯野・郡山線
356	飯野・郡山線	357	飯野・郡山線	357	飯野・郡山線
357	飯野・郡山線	358	飯野・郡山線	358	飯野・郡山線
358	飯野・郡山線	359	飯野・郡山線	359	飯野・郡山線
359	飯野・郡山線	360	飯野・郡山線	360	飯野・郡山線
360	飯野・郡山線	361	飯野・郡山線	361	飯野・郡山線
361	飯野・郡山線	362	飯野・郡山線	362	飯野・郡山線
362	飯野・郡山線	363	飯野・郡山線	363	飯野・郡山線
363	飯野・郡山線	364	飯野・郡山線	364	飯野・郡山線
364	飯野・郡山線	365	飯野・郡山線	365	飯野・郡山線
365	飯野・郡山線	366	飯野・郡山線	366	飯野・郡山線
366	飯野・郡山線	367	飯野・郡山線	367	飯野・郡山線
367	飯野・郡山線	368	飯野・郡山線	368	飯野・郡山線
368	飯野・郡山線	369	飯野・郡山線	369	飯野・郡山線
369	飯野・郡山線	370	飯野・郡山線	370	飯野・郡山線
370	飯野・郡山線	371	飯野・郡山線	371	飯野・郡山線
371	飯野・郡山線	372	飯野・郡山線	372	飯野・郡山線
372	飯野・郡山線	373	飯野・郡山線	373	飯野・郡

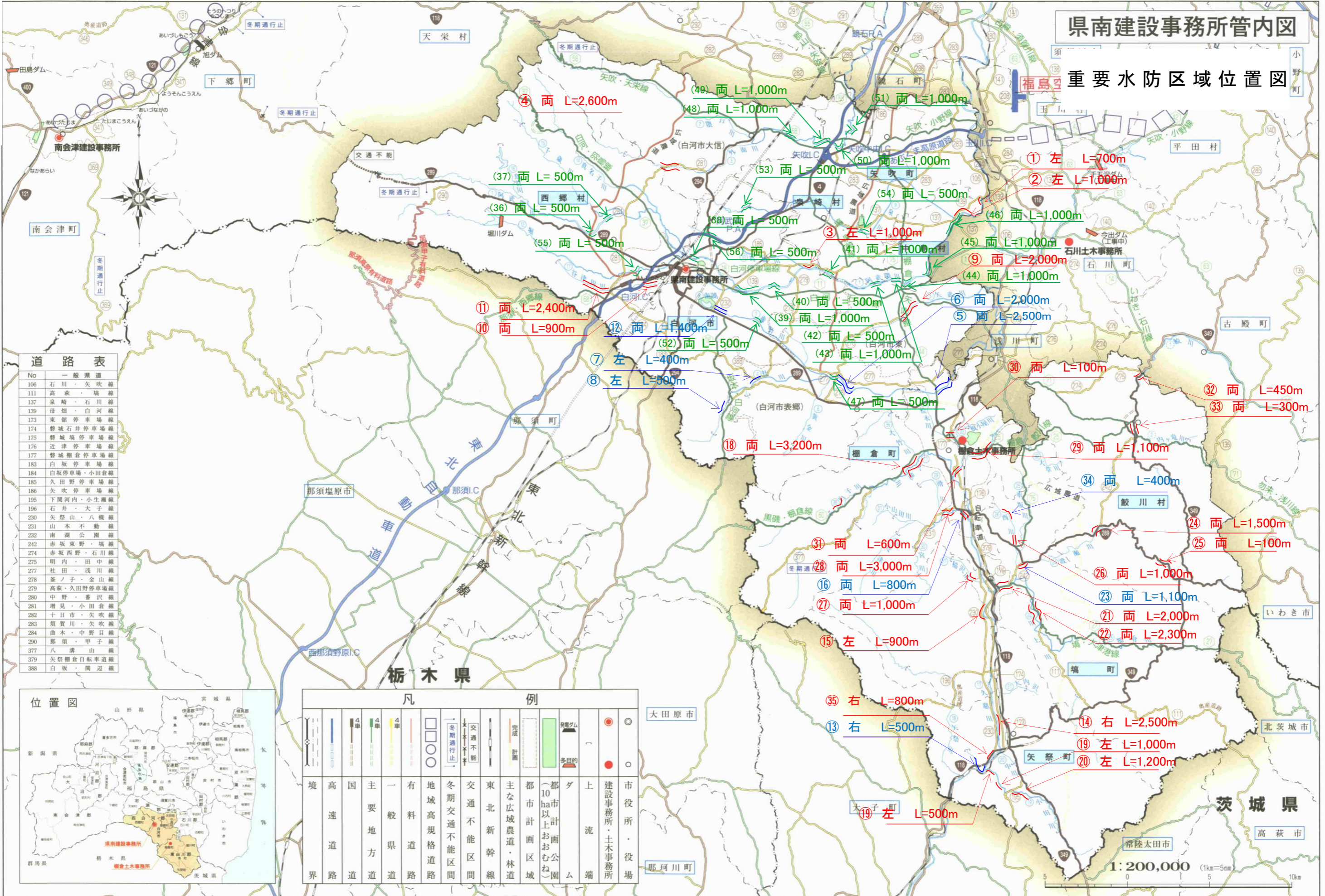
県中建設事務所管内図 重要水防区域位置図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。
(承認番号 平17.総使 第 10-22 号)

県南建設事務所管内図

重要水防区域位置図



道路表

No	一般県道
106	石川・矢吹線
111	高萩・塩線
137	泉崎・石川線
139	母畑・白河線
173	東館停車場線
174	警城石井停車場線
175	警城塙倉停車場線
176	近津停車場線
177	警城塙倉停車場線
183	白坂停車場線
184	白坂停車場・小田倉線
185	久田野停車場線
186	矢吹停車場線
195	下関河内・小生瀬線
196	石井・天子線
230	矢祭山・八槻線
231	山本不動線
232	南郷公園線
242	赤坂東野・塩線
274	赤坂西野・石川線
275	明内・田中線
277	社田・浅川線
278	釜ノ子・金山線
279	高萩・久田野停車場線
280	中野・香沢線
281	増見・小田倉線
282	十日市・矢吹線
283	須賀川・矢吹線
284	曲木・中野日線
290	那須・甲子線
377	八溝山線
379	矢祭塙倉自転車道線
388	白坂・関道線

位置図

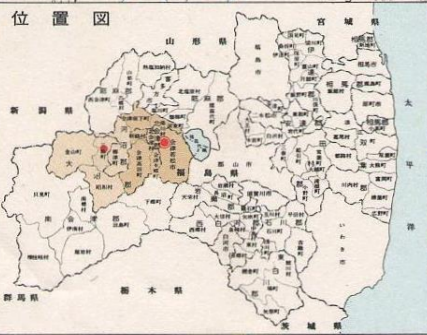


凡		例	
	境界		国高速道路
	主要地方道		一般県道
	有規格道路		地域高規格道路
	冬期交通不能区間		交通不能区間
	交通不能区間		東北新幹線
	交通不能区間		主な広域農道・林道
	交通不能区間		都市計画区域
	交通不能区間		(10ha以上のおおむね)
	交通不能区間		上流
	交通不能区間		建設事務所・土木事務所
	交通不能区間		市役所・役場

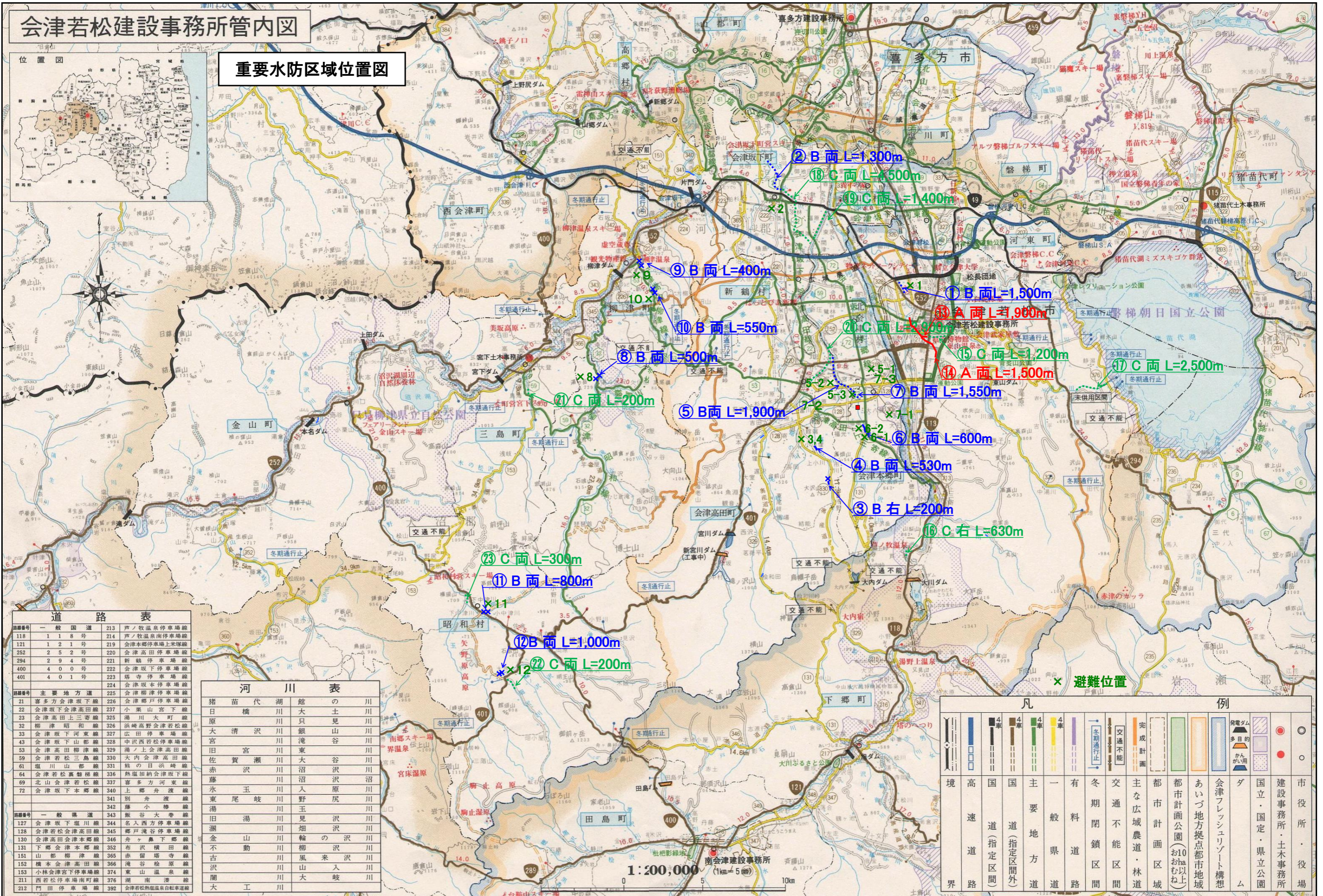
県南建設事務所 〒961-0971 白河市字昭和町269番地 0248-23-1605
 棚倉土木事務所 〒963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1 0247-33-3131

1:200,000 (1km=5mm)
 R100 北海道地図株式会社福島支店 電話(024)522-2557 GISMAP

会津若松建設事務所管内図



重要水防区域位置図



路線番号	一般国道	213	芦ノ牧温泉停車場線
118	1 1 8 号	214	芦ノ牧温泉南停車場線
121	1 2 1 号	219	会津本郷停車場上米塚線
252	2 5 2 号	220	会津高田停車場線
294	2 9 4 号	221	新鶴停車場線
400	4 0 0 号	222	会津坂下停車場線
401	4 0 1 号	223	塔寺停車場線
		224	会津坂本停車場線
		225	会津柳津停車場線
		226	会津郷戸停車場線
		237	小栗山宮下線
		325	湯川大町線
		326	浜崎高野会津若松線
		327	広田停車場線
		328	中沢西谷停車場線
		329	湯ノ上会津高田線
		330	大内会津高田線
		331	熊の目浜崎線
		336	熱湯加納会津坂下線
		337	喜多方河東線
		340	上郷舟渡線
		341	別舟渡線
		342	藤小橋線
		343	飯谷大巻線
		344	名入西方停車場線
		345	郷戸渡谷停車場線
		346	舟ヶ鼻下郷線
		352	布沢横田線
		365	赤留塔寺線
		366	滝谷松原線
		374	東山温泉線
		376	湖南津線
		392	会津若松熱湯温泉自転車道線

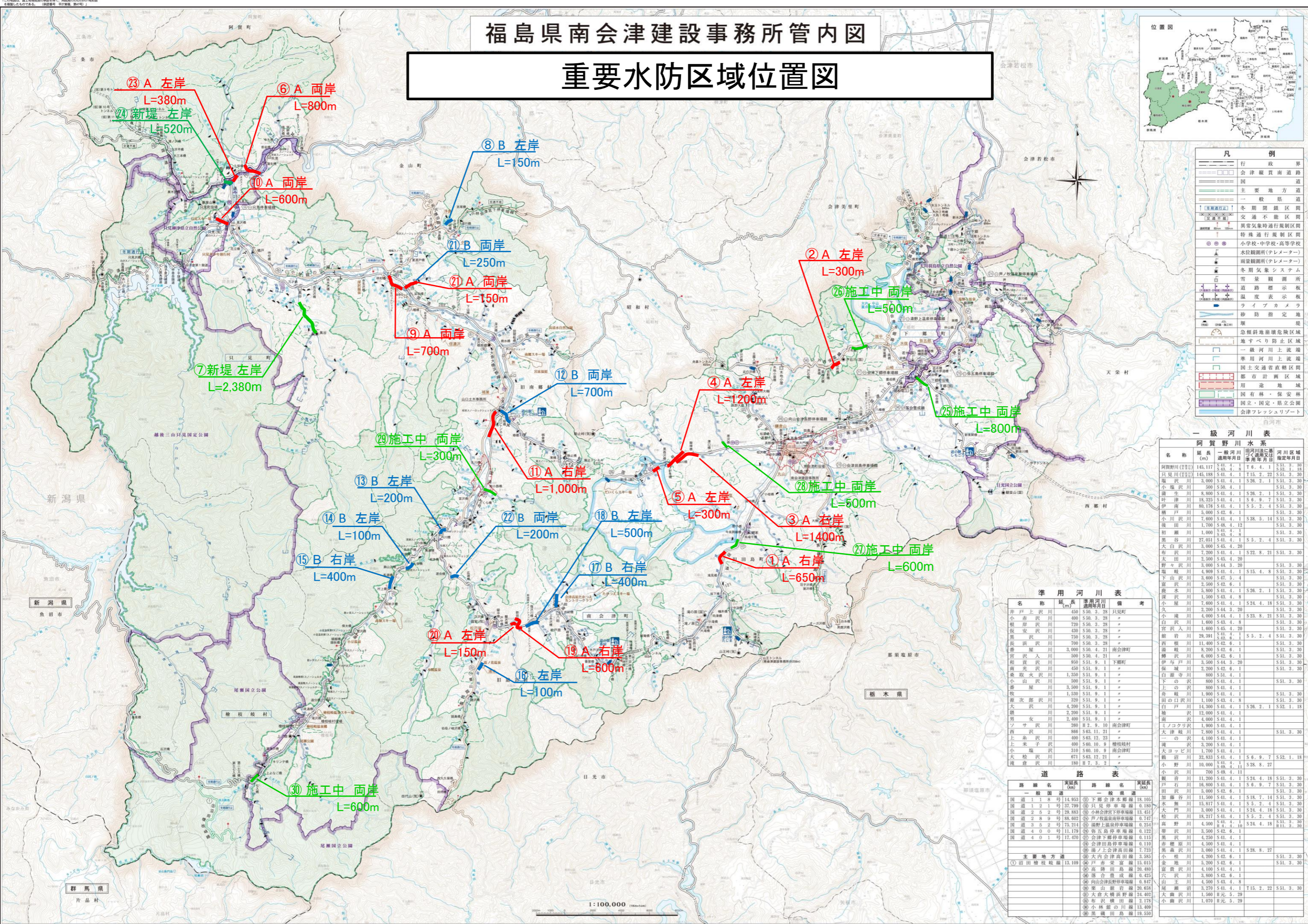
猪苗代湖	館の川	川
日橋川 <td>大土見川</td> <td>川</td>	大土見川	川
原川 <td>只見川</td> <td>川</td>	只見川	川
大清水川 <td>銀山川</td> <td>川</td>	銀山川	川
宮川 <td>滝谷川</td> <td>川</td>	滝谷川	川
旧宮川 <td>東川</td> <td>川</td>	東川	川
佐賀瀬川 <td>大谷川</td> <td>川</td>	大谷川	川
赤沢川 <td>沼沢川</td> <td>川</td>	沼沢川	川
藤川 <td>沼沢川</td> <td>沼</td>	沼沢川	沼
水玉川 <td>入原川</td> <td>川</td>	入原川	川
東尾岐川 <td>野尻川</td> <td>川</td>	野尻川	川
湯川 <td>見沢川</td> <td>川</td>	見沢川	川
旧湯川 <td>畑沢川</td> <td>川</td>	畑沢川	川
瀨川 <td>畑沢川</td> <td>川</td>	畑沢川	川
金山川 <td>輪の沢川</td> <td>川</td>	輪の沢川	川
不動川 <td>柳沢川</td> <td>川</td>	柳沢川	川
不古川 <td>楓来沢川</td> <td>川</td>	楓来沢川	川
沢川 <td>山入川</td> <td>川</td>	山入川	川
間川 <td>大岐川</td> <td>川</td>	大岐川	川
大工川 <td></td> <td></td>		

境界	高速道路	国道(指定区間)	国道(指定区間外)	主要地方道	一般県道	有料道路	冬期閉鎖区間	交通不能区間	主な広域農道・林道	都市計画区域	都市計画公園(お10ha以上)	あいづ地方拠点都市地域	会津フレッシュリゾート構想	ダム	発電ダム	多目的ダム	かみ川	国立・国定公園	建設事務所・土木事務所	市役所・役場
[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]	[Symbol]

1:200,000
南会津建設事務所
(1km=5cm)

福島県南会津建設事務所管内図

重要水防区域位置図



凡例

- 行政境界
- 会津縦貫南道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 交通不能区間
- 冬季閉鎖区間
- 異常気象時通行規制区間
- 特殊通行規制区間
- 小学校・中学校・高等学校
- 水位観測所(テレメーター)
- 雨量観測所(テレメーター)
- 冬季気象システム
- 雪量観測所
- 道路標示板
- 温度表示板
- ライブカメラ
- 砂防指定地
- 堰
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 一級河川上流端
- 準用河川上流端
- 国土交通省直轄区間
- 都市計画区域
- 用途地域
- 国有林・保安林
- 国立・国定・県立公園
- 会津フレッシュリゾート

一級河川表

名称	延長(m)	一般河川 通年年月日	旧河川法に 準用年月日	河川区域 指定年月日
阿賀野川(常流)	145,117	S41.4.1	T8.4.1	S31.3.30
只見川(常流)	145,188	S41.4.1	T15.2.22	S31.3.30
塩沢川	3,000	S41.4.1	S26.2.1	S31.3.30
小堀沢川	300	S50.4.1		S31.3.30
浦生川	8,900	S41.4.1	S26.2.1	S31.3.30
津川	18,723	S41.4.1	S5.9.7	S31.3.30
伊保川	80,176	S41.4.1	S5.2.4	S31.3.30
横戸川	5,000	S42.6.1		S31.3.30
小川沢川	7,600	S41.4.1	S38.5.14	S31.3.30
後田川	1,700	S48.4.12		S31.3.30
初瀬川	1,000	S43.4.8		S31.3.30
黒谷川	27,051	S41.4.1	S5.2.4	S31.3.30
大白沢川	3,000	S45.4.20		S31.3.30
毎沢川	7,200	S41.4.1	S22.8.21	S31.3.30
太田川	2,500	S45.4.20		S31.3.30
野々沢川	3,000	S44.3.20		S31.3.30
塩原川	4,909	S41.4.1	S15.4.8	S31.3.30
下山沢川	3,800	S47.5.4		S31.3.30
高沢川	2,500	S42.6.1		S31.3.30
鹿水川	5,800	S41.4.1	S26.2.1	S31.3.30
鹿沢川	1,300	S43.4.8		S31.3.30
小堀川	7,600	S41.4.1	S24.4.18	S31.3.30
久川	2,200	S44.3.20		S31.3.30
小堀川	4,000	S44.4.1	S23.8.21	S31.3.30
白沢川	1,800	S43.4.8		S31.3.30
宮沢川	1,900	S45.4.20		S31.3.30
黒沢川	29,294	S41.4.1	S5.2.4	S31.3.30
新井川	11,400	S42.6.1		S31.3.30
西沢川	8,200	S42.6.1		S31.3.30
宮沢川	6,000	S42.6.1		S31.3.30
相沢川	950	S51.9.1	下郷町	S31.3.30
南光沢川	450	S51.9.1		S31.3.30
遠取沢川	1,350	S51.9.1		S31.3.30
小田沢川	3,500	S51.9.1		S31.3.30
赤屋川	1,530	S51.9.1		S31.3.30
原次郎沢川	320	S51.9.1		S31.3.30
大沢川	4,200	S51.9.1		S31.3.30
隈川	2,200	S51.9.1		S31.3.30
男安川	2,400	S51.9.1		S31.3.30
ソウ沢川	290	H7.9.10	南会津町	S31.3.30
西沢川	886	S63.11.21		S31.3.30
上系沢川	400	S63.12.23		S31.3.30
上米子沢川	400	S60.10.9	楡枝村	S31.3.30
小堀沢川	310	S60.10.9	南会津町	S31.3.30
大堀沢川	671	S63.12.21		S31.3.30
滝沢川	180	H7.3.3		S31.3.30

準用河川表

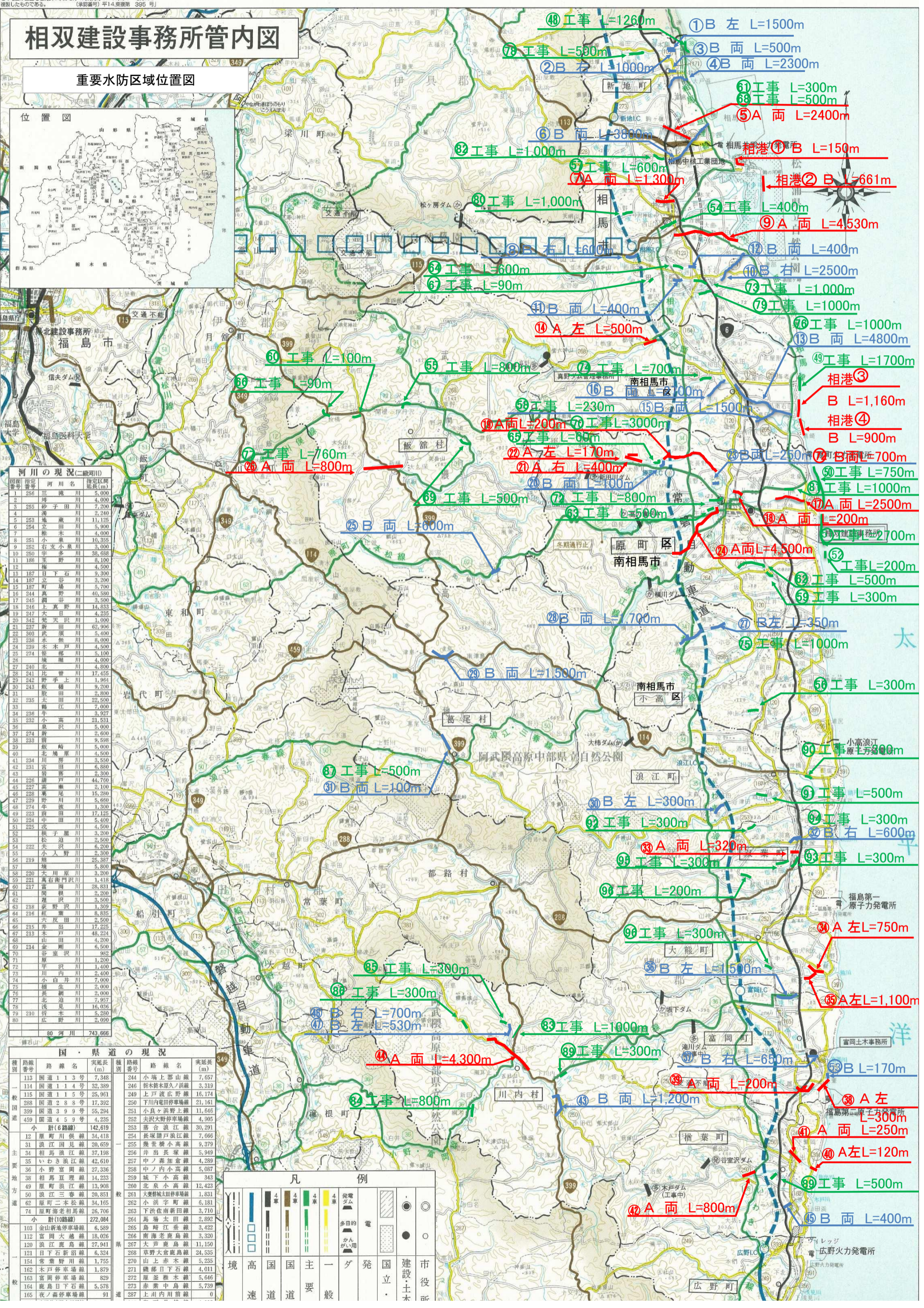
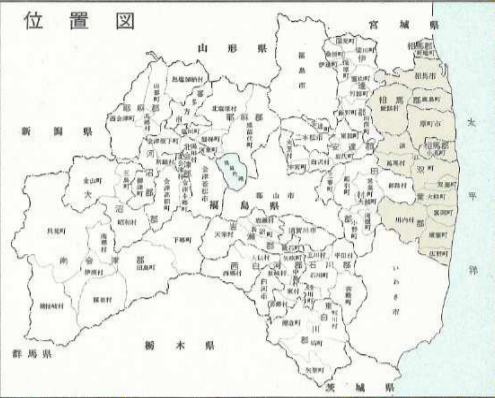
名称	延長(m)	準用年月日	備考
井戸上沢川	450	S50.3.28	只見町
小赤沢川	400	S50.3.28	*
根岸沢川	720	S50.3.28	*
夜安沢川	430	S50.3.28	*
黒沢川	750	S50.3.28	*
長瀬沢川	700	S50.3.28	*
宮沢川	3,000	S50.4.21	南会津町
相沢川	950	S51.9.1	下郷町
南光沢川	450	S51.9.1	*
遠取沢川	1,350	S51.9.1	*
小田沢川	3,500	S51.9.1	*
赤屋川	1,530	S51.9.1	*
原次郎沢川	320	S51.9.1	*
大沢川	4,200	S51.9.1	*
隈川	2,200	S51.9.1	*
男安川	2,400	S51.9.1	*
ソウ沢川	290	H7.9.10	南会津町
西沢川	886	S63.11.21	*
上系沢川	400	S63.12.23	*
上米子沢川	400	S60.10.9	楡枝村
小堀沢川	310	S60.10.9	南会津町
大堀沢川	671	S63.12.21	*
滝沢川	180	H7.3.3	*

道表

路線名	実延長(km)	路線名	実延長(km)
国道118号	14,953	② 下郷会津本郷線	18.105
国道121号	37,799	③ 只見停車場線	0.180
国道252号	29,883	④ 小森合津下停車場線	18.451
国道289号	88,602	⑤ 戸ノ牧温泉下停車場線	0.747
国道352号	78,214	⑥ 湯野上温泉停車場線	0.254
国道409号	11,179	⑦ 赤土停車場線	0.122
国道401号	17,470	⑧ 会津下郷停車場線	0.115
		⑨ 会津田島停車場線	0.110
		⑩ 湯ノ上会津高田線	7.723
		⑪ 大内会津高田線	3.585
		⑫ 戸赤土宮線	13.015
		⑬ 高津田線	20.800
		⑭ 湯合線	0.425
		⑮ 湯野上温泉停車場線	0.847
		⑯ 栗山原線	20.658
		⑰ 大倉大橋野線	24.402
		⑱ 布積田線	2.178
		⑲ 小森の川線	13.409
		⑳ 湯野田線	18.550

相双建設事務所管内図

重要水防区域位置図



河川の現況(二級河川)

河川番号	河川名	指定区間延長(m)
1	三浦川	5,000
2	埴川	4,000
3	砂子田川	7,200
4	湯川	2,240
5	地蔵川	11,125
6	立田川	5,900
7	小水川	10,355
8	石支小水川	3,000
9	宇多川	38,688
10	玉野川	8,100
11	梅川	4,500
12	北川	4,800
13	比曾川	17,455
14	野上川	14,064
15	野上川	9,200
16	野上川	8,000
17	野上川	4,500
18	野上川	5,100
19	野上川	4,000
20	野上川	4,800
21	野上川	17,455
22	野上川	14,064
23	野上川	9,200
24	野上川	8,000
25	野上川	4,500
26	野上川	5,100
27	野上川	4,000
28	野上川	4,800
29	野上川	17,455
30	野上川	14,064
31	野上川	9,200
32	野上川	8,000
33	野上川	4,500
34	野上川	5,100
35	野上川	4,000
36	野上川	4,800
37	野上川	17,455
38	野上川	14,064
39	野上川	9,200
40	野上川	8,000
41	野上川	4,500
42	野上川	5,100
43	野上川	4,000
44	野上川	4,800
45	野上川	17,455
46	野上川	14,064
47	野上川	9,200
48	野上川	8,000
49	野上川	4,500
50	野上川	5,100
51	野上川	4,000
52	野上川	4,800
53	野上川	17,455
54	野上川	14,064
55	野上川	9,200
56	野上川	8,000
57	野上川	4,500
58	野上川	5,100
59	野上川	4,000
60	野上川	4,800
61	野上川	17,455
62	野上川	14,064
63	野上川	9,200
64	野上川	8,000
65	野上川	4,500
66	野上川	5,100
67	野上川	4,000
68	野上川	4,800
69	野上川	17,455
70	野上川	14,064
71	野上川	9,200
72	野上川	8,000
73	野上川	4,500
74	野上川	5,100
75	野上川	4,000
76	野上川	4,800
77	野上川	17,455
78	野上川	14,064
79	野上川	9,200
80	野上川	8,000
81	野上川	4,500
82	野上川	5,100
83	野上川	4,000
84	野上川	4,800
85	野上川	17,455
86	野上川	14,064
87	野上川	9,200
88	野上川	8,000
89	野上川	4,500
90	野上川	5,100
91	野上川	4,000
92	野上川	4,800
93	野上川	17,455
94	野上川	14,064
95	野上川	9,200
96	野上川	8,000
97	野上川	4,500
98	野上川	5,100
99	野上川	4,000
100	野上川	4,800

国・県道の現況

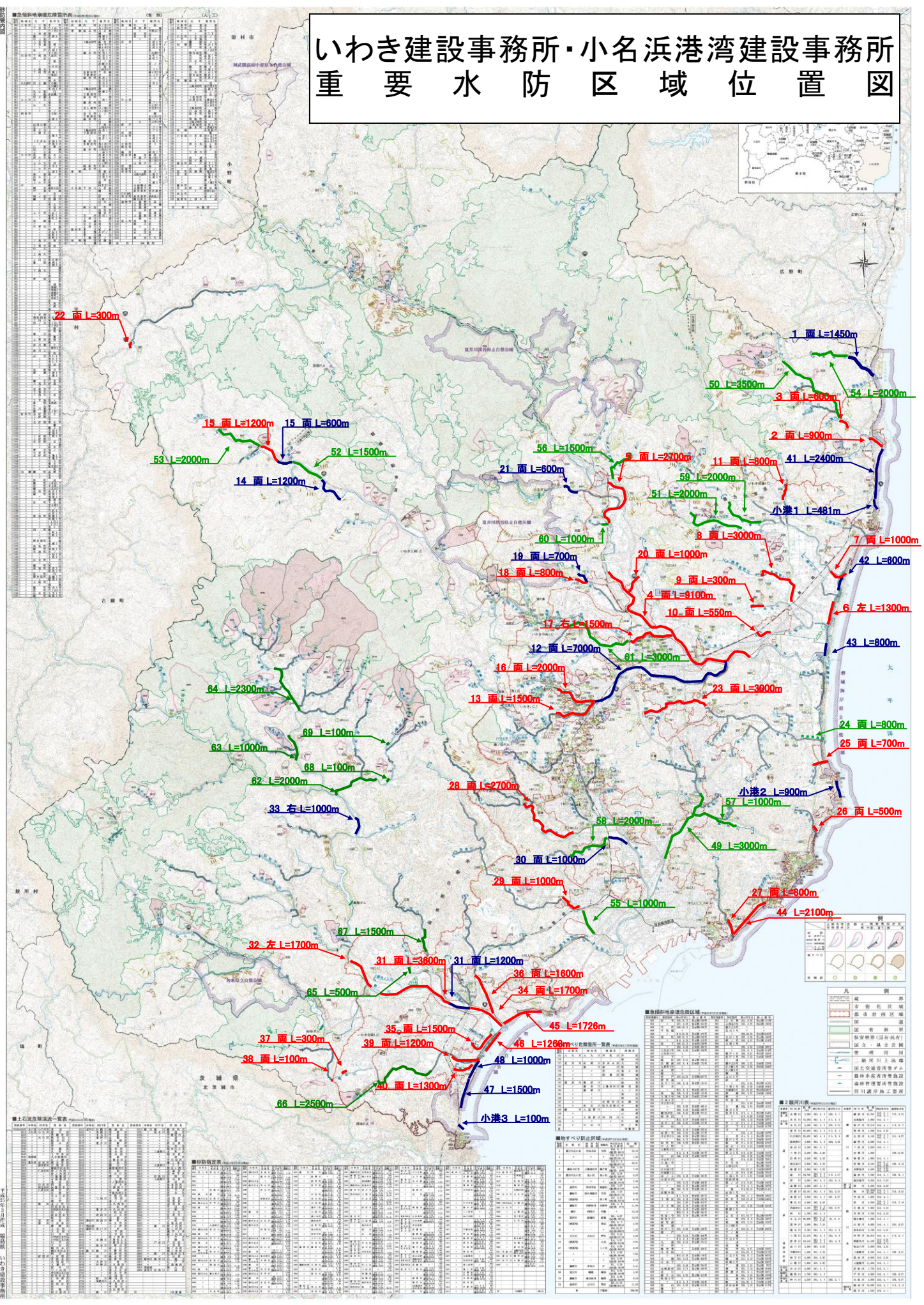
種別	路線番号	路線名	実延長(m)
一般国道	113	国道113号	7,348
一般国道	114	国道114号	32,389
一般国道	115	国道115号	25,961
一般国道	288	国道288号	17,392
一般国道	399	国道399号	55,294
一般国道	459	国道459号	4,235
主要地方道	小計(6路線)		142,619
主要地方道	12	原町川原線	34,418
主要地方道	31	浪江国見線	20,659
主要地方道	34	相馬浪江線	37,198
主要地方道	35	いわき浪江線	42,610
主要地方道	36	小野富岡線	27,336
主要地方道	38	相馬互理線	14,233
主要地方道	49	原町浪江線	13,908
主要地方道	50	浪江三春線	20,851
主要地方道	62	原町二本松線	34,165
主要地方道	74	原町海老馬線	26,706
主要地方道	小計(10路線)		272,084
主要地方道	103	金山新道停車場線	6,589
主要地方道	112	富岡大越線	18,026
主要地方道	120	浪江鹿島線	27,941
主要地方道	121	下石新沼線	6,324
主要地方道	154	常盤野川線	1,755
主要地方道	162	木戸停車場線	1,879
主要地方道	163	富岡停車場線	829
主要地方道	164	鹿島下石線	5,578
主要地方道	夜ノ森停車場線		91
主要地方道	244	小塩上郡山線	7,657
主要地方道	246	折本館木原久沢線	3,319
主要地方道	249	上戸渡広野線	16,174
主要地方道	250	上川内電田停車場線	21,161
主要地方道	251	小良ヶ浜野上線	11,646
主要地方道	252	夫沢大野停車場線	4,905
主要地方道	253	落合浪江線	30,291
主要地方道	254	長塚請戸浪江線	7,666
主要地方道	255	幾世橋小高線	9,379
主要地方道	256	井出長塚線	5,949
主要地方道	257	中ノ森加倉線	4,289
主要地方道	258	中ノ内小高線	5,087
主要地方道	259	城下小高線	343
主要地方道	260	北泉小高線	12,423
主要地方道	261	大妻城太田停車場線	1,831
主要地方道	262	小浜子町線	6,181
主要地方道	263	下波佐野新田線	3,710
主要地方道	264	馬場太田線	2,892
主要地方道	265	島崎江重線	3,422
主要地方道	266	南海老鷹島線	3,320
主要地方道	267	大戸鹿島線	11,150
主要地方道	268	草野大倉島線	24,535
主要地方道	270	山上赤木線	5,235
主要地方道	271	磯部日下石線	4,011
主要地方道	272	原釜椎木線	5,646
主要地方道	273	赤雲中島線	5,739
主要地方道	287	上川内川前線	0



太

洋

いわき建設事務所・小名浜港湾建設事務所 重要水防区域位置図



面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	
38	100	
39	1200	
40	1300	
41	2400	
42	800	
43	800	
44	2100	
45	1726	
46	1266	
47	1500	
48	1000	
49	3000	
50	3500	
51	2000	
52	1500	
53	2000	
54	2000	
55	1000	
56	1500	
57	1000	
58	2000	
59	2000	
60	1000	
61	3000	
62	1500	
63	1000	
64	2300	
65	500	
66	2500	
67	1500	
68	100	
69	100	

面番	距離 (m)	備考
1	1450	
2	800	
3	800	
4	910	
5	2700	
6	1300	
7	1000	
8	3000	
9	300	
10	550	
11	800	
12	7000	
13	1500	
14	1200	
15	1200	
15	800	
16	2000	
17	1500	
18	800	
19	700	
20	1000	
21	800	
22	300	
23	3800	
24	800	
25	700	
26	500	
27	800	
28	2700	
29	1000	
30	1000	
31	3600	
31	1200	
32	1700	
33	1000	
34	1700	
35	1500	
36	1800	
37	300	